

3. 施設・設備に関するガイドライン

①トイレ

○個別機能を備えた便房に関する用語説明

- A. 車椅子使用者用便房：車椅子使用者が円滑に使用できる広さを備えた便房（標準内法寸法 200cm×200cm 程度の広さがあり、大型ベッドを備えたものも含まれる）
- B. 車椅子使用者用簡易型便房：車椅子使用者が利用可能な出入口の有効幅員と最小限の広さを有する便房でこれまで簡易型多機能便房と呼んでいた便房の広さと同程度のもの
- C. オストメイト用設備を有する便房：腰掛便座のある広めの便房に汚物流しなどのオストメイト用水洗器具を設けたもの
- D. 乳幼児連れ用設備を有する便房：ベビーカーとともに入れる広さを備えた便房でベビーチェア、乳幼児用おむつ交換台、着替え台等を備えたもの

車椅子使用者用便房にオストメイト用設備や乳幼児連れ用設備を備えた便房もある。

※参考図を参照

考え方

トイレは利用しやすい場所に配置し、すべての利用者がアクセスしやすい構造とする。
近年、これまで整備を進めてきた多機能トイレでは、乳幼児連れやオストメイトなどそれらの機能を使いたい人が増えたこと、また、本来こうした機能を必要としないと思われる人が使用することなどにより、そこしか使えない車椅子使用者が利用できない問題が生じている。

このような課題に対応するため、多機能トイレを設置した上で、一般トイレにも簡易型多機能便房等の設置を推奨し、さらに一般便房への乳幼児連れ用設備などの機能分散を進め、より多様な利用者が円滑に使用できるよう配慮してきた。

今回の移動等円滑化基準見直しではさらに利用者の分散を促すよう、車椅子使用者用便房とオストメイト用設備を設けた便房を分けて整備する考え方が示された。また、おむつ交換の需要も多いため、乳幼児連れ用設備は可能な限り車椅子使用者便房以外に設置することが必要である。

上述の考え方に基づき、車椅子使用者が主に使用できる便房を確保したうえで、それ以外の機能をトイレ内に分散させ、これまで多機能トイレに集中していた利用者の分散化を図る記述内容をこのガイドラインで示している。

なお、これまでの多機能トイレの整備でも考慮されてきた点や新たな配慮事項を以下に示す。

- ・1以上の車椅子使用者用便房は異性介助に配慮し男女共用とすることを標準とする。
- ・旅客施設の規模、乗降客数、周辺の障害者施設等の立地状況により車椅子使用者用便房を複数設けることが望ましい。
- ・車椅子使用者用便房には障害者等の介助のために大型ベッド等を設けることが望ましい。
- ・便房内の戸の把手又は自動開閉ボタンの周辺には戸の開閉等に支障となる大型ベッドなどを接近して設けないものとする。
- ・自動開閉ボタンを設ける場合は車椅子使用者がボタンに円滑にアクセスできるように配慮する。

考え方	・オストメイト用水洗器具は、温水が出る汚物流しを 1 以上設置する。その際、男女がそれぞれ使用できるように配慮して設置する。また、上記に加えて機能分散の観点から必要に応じて複数の便房にオストメイト用設備（この場合簡易型オストメイト用設備※でも可とする）を設置することが望ましい。 ・乳幼児連れ用設備を有する便房を男女それぞれ 1 以上又は男女共用で設けることが望ましい。 ・高齢者や知的・発達障害者等の同伴介助や性的マイノリティ等の利用に配慮し、広めの男女共用便房を設置することに配慮する。 ・片まひなど障害部位によりトイレの使用方法が異なることから、手すり等も左右両側の使用を想定したものとする。 ・車椅子使用者用便房の戸は電動式引き戸又は軽い力で操作できる手動式引き戸が望ましい。また、非常時には外部から解錠できるようにする。 ・非常用通報装置の位置は、転倒も考慮し、実際に手の届く範囲に設置する。 ※腰掛便座の背もたれ付近に水栓をつけたもの等
------------	--

（トイレ全般）

移動等円滑化基準	
（便所） 第 1 3 条 便所を設ける場合は、当該便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 一 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。 二 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 三 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。 四 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。 2 便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。 一 便所内に車椅子使用者が円滑に利用することができる構造の便房（次条において「車椅子使用者用便房」という。）及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房がそれぞれ又は同一の便房として一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられていること。 二 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の便所であること。 第 1 4 条 前条第二項第一号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 一 移動等円滑化された経路と便所との間の経路における通路のうち一以上は、第四条第五項各号に掲げる基準に適合するものであること。 二 出入口の幅は、八十センチメートル以上であること。 三 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。 四 出入口には、車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水 wash 器具を設けた便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。	

- 五 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- イ 幅は、八十センチメートル以上であること。
- ロ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
- 六 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- 2 前条第二項第一号の車椅子使用者用便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- 二 出入口には、当該便房が車椅子使用者用便房であることを表示する標識が設けられていること。
- 三 腰掛便座、手すりその他の車椅子使用者の円滑な利用に適した設備が設けられていること。
- 3 第一項第二号、第五号及び第六号の規定は、前項の便房について準用する。
- 4 前条第二項第一号の高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房には、出入口に当該便房が高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けたものであることを表示する標識を設けなければならない。
- 第15条 第十三条第二項第二号の便所には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けなければならない。
- 2 前条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号並びに同条第二項第二号及び第三号の規定は、第十三条第二項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房が車椅子使用者用便房」とあるのは「当該便所が高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造のもの」と読み替えるものとする。

ガイドライン

◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容

配置	便所を設ける場合、次の移動等円滑化基準に基づく整備内容のいずれかに適合すること ◎高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所として、以下の要件を満たす便房をそれぞれ又は同一の便房として1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設置する。 ・車椅子使用者が円滑に利用することができる構造を有する便房（以下、「車椅子使用者用便房」という）。 ・オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗器具が設けられた便房。 ◎高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の便所であること。 ○異性介助に配慮し、男女共用車椅子使用者用便房を1以上設置する。 ○車椅子使用者用便房を男女別に設置する場合は、一般トイレ出入口付近等異性介助の際に入りやすい位置に設置する。 ○乳幼児連れ用設備を有する便房を1以上設置する。 ○高齢者、障害者等の利用状況に応じ機能分散の考え方を踏まえ、車椅子使用者用便房（車椅子使用者用簡易型便房を含む）、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ用設備を有する便房をそれぞれまたは同一の便房として増設する。	参考 2-3-1 参考 2-3-12
----	--	----------------------------------

配置	◇更なる機能分散を図る観点から、必要に応じて、一般便房にベビーチェアや簡易型オストメイト用設備（腰掛便座の背もたれに水栓をつけたもの等）などを設置することが望ましい。 ◇車椅子使用者便房を 2 か所以上設置する場合は、右まひ、左まひの車椅子使用者等の便器への移乗を考慮したものとすることが望ましい。 ◇介助者を伴って利用することが想定される便房内には、介助者の同伴に配慮し、カーテンなどを設置することが望ましい。 ○旅客施設の複数の方面から移動等円滑化された経路が確保されている場合は、移動等円滑化された経路の方面ごとに、男女共用の車椅子使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ用設備を有する便房を 1 以上設置する。	参考 2-3-2
案内表示	◎男女別及び構造を、便所の出入口付近の視覚障害者がわかりやすい位置に、音、点字その他の方法により示す。 ◎便所内に車椅子使用者用便房が設けられている場合は、便所の出入口及び便房の外側に、その旨を表示する標識が設けられていること。 ◎便所内にオストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗器具が設けられている場合は、便所の出入口及び便房の外側に、その旨を表示する標識が設けられていること。 ○壁面等に触知案内図を設置した場合には、その正面に誘導するよう視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。 ○点字を用いて表示する場合の表示方法は JIS T0921 にあわせたものとする。 ○触知案内図を用いて表示する場合の表示方法は JIS T0922 にあわせたものとする。 ○触知案内図等は、床から中心までの高さが 140cm から 150cm となるよう設置する。 ○一般トイレ内に車椅子使用者用簡易型便房、オストメイト用設備、おむつ交換台、ベビーチェアなどがある場合には、その旨がわかるように入出口付近において案内表示を行う。また、上記の設備がある便房の外側扉にも、便房内にある設備が便房の外からわかるよう案内表示を行う。 ◇車椅子使用者用簡易型便房を設置する場合は、簡易型と分かる表示をすることが望ましい。	参考 2-2-23
音声案内	○便所出入口付近において、男女別等を知らせる音による案内装置を設置する。 （設置の考え方、具体的な音声案内例は参考 2-2-23 を参照） ◇音声案内を行う場合は、短い時間で簡潔に情報提供することに配慮することが望ましい。	
その他の情報提供	◇トイレの個室の大きさや備えている機能について、ホームページ等で情報を提供することが望ましい。	

出入口	◎出入口の幅は、80cm 以上とする。 ◎出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないようにする。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。	
小便器	◎便所内に、男子用小便器を設けている場合、杖使用者等の肢体不自由者等が立位を保持できるように配慮した手すりを設置した床置き式又はリップ高さ 35cm 以下の壁掛式小便器を 1 以上設置する。 ◇上記小便器は、入口に最も近い位置に設置することが望ましい。 ○小便器の便器洗浄については、自動センサー式など操作を必要としないものとする。 ◇小便器の脇には杖や傘などを立てかけるフック等を設け、小便器正面等に手荷物棚を設置することが望ましい。	参考 2-3-3 参考 2-3-5
大便器	◎便所内に腰掛式便器を 1 以上設置した上、その便所の便器周辺には手すりを設置するなど高齢者・障害者等の利用に配慮したものとする。 ○便所の戸に握り手を設ける場合は、高齢者、障害者等が操作しやすい形状とする。 ○便所内には利用者の出入りに考慮した余裕を確保する。 ◇便所の戸は引き戸式（2 枚式引き戸を含む）や折戸式等を採用することが望ましい。 ◇便所の戸に引き戸式や折戸式を設ける場合には、戸の開閉方法を矢印等で表示することが望ましい。 ◇折戸や内開き戸を設ける場合は内側に十分な開閉スペースを確保し、外開き戸を設ける場合には、戸の開閉が円滑となるよう補助取っ手等を設ける。 ◇腰掛式便器を設置する場合、原則として腰掛式便器を設置するすべての便所の便器周辺に手すりを設置するなど高齢者、障害者等の利用に配慮することが望ましい。 ◇和式便器を設置する場合には、和式便器の周囲の壁に手すりを設置するなど、高齢者・障害者等の利用に配慮したものとする。 ◇便所内には、杖や傘などを立てかけられるフック等、手荷物を置く棚等を設置することが望ましい。 ◇ロービジョン、色覚異常の利用者等に配慮し、戸には確認しやすい大きさ、色（参考 2-2-5 参照）により使用可否を表示することが望ましい。また、色だけでなく「空き」、「使用中」等の文字による表示も併記することが望ましい。	参考 2-3-4 参考 2-3-4 参考 2-3-5

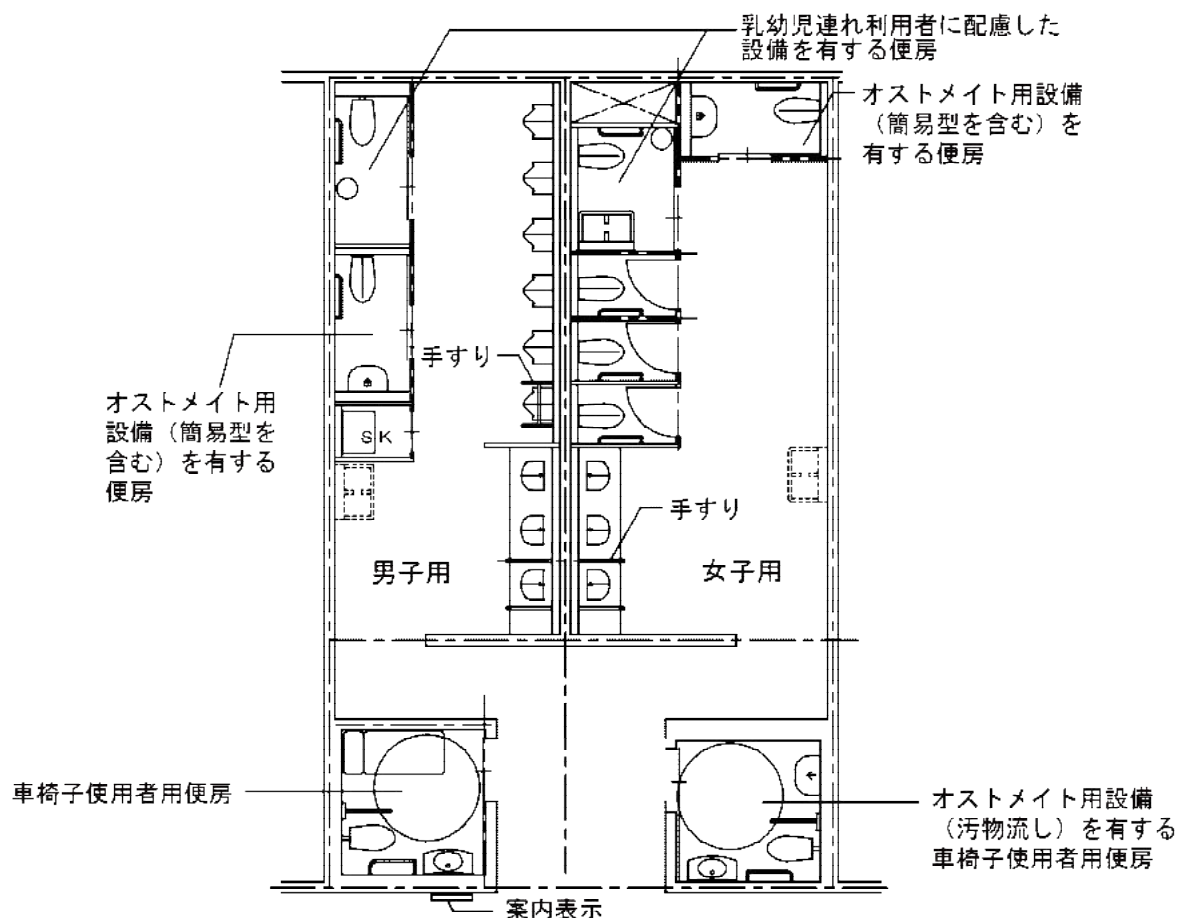
オストメイト用 設備	◎オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗器具が設けられていること。 ◎上記設備が設けられた便房にはその旨を表示する標識が設けられていること。 ○上記の水洗器具の 1 以上は、パウチの洗浄や利用者がペーパー等で腹部を拭う場合を考慮し、温水が出る汚物流しを設置する。 ○汚物流しの洗浄装置を設置する場合には、洗浄装置付近の利用しやすい高さに、パウチなどのものを置ける十分なスペースを設置する。 ◇オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗器具を複数設置することが望ましい。その場合、簡易型水洗器具とすることができる。 ◇簡易型オストメイト用設備を設置する場合は、当該設備では利用が難しい人がいることを踏まえ、簡易型であることがわかる表示を便房の扉に設置することが望ましい。 ◇施設内の他の場所に汚物流しを備えた便房がある場合は、その位置も案内することが望ましい。	
洗面器	○洗面器は、もたれかかった時に耐えうる強固なものとするか、又は、手すりを設けたものを 1 以上設置する。 ○車椅子使用者の利用を想定する場合、洗面器の下に床上 60~65cm 程度の高さを確保し、洗面器上面の標準的高さを 75~80cm 程度とする。 ○蛇口は、センサー式、レバー式などとする。 ◇子供等の利用に配慮し、高さ 55cm 程度、奥行き 45 cm 程度（吐水口に手が届きやすい）のものも設けることが望ましい。	
乳幼児用設備	○乳幼児連れの人の利用を考慮し、一般便房内（男女別に設けるときはそれぞれ）にベビーチェアを 1 以上設置する。当該便房の戸には、ベビーチェアが設置されている旨の表示を行う。 ○おむつ交換台を設置する。 ◇おむつ交換台を設置する場合、床面からおむつ交換台下端までの高さ 70cm 程度とする。また、正面開きタイプでは、幅 75cm 程度、奥行 80cm 程度、側面開きタイプでは、幅 70cm 程度、奥行 60cm 程度とすることが望ましい。 ◇おむつ交換台とあわせて荷物台やおむつ用のゴミ箱を設置する場合は、おむつ交換台の近くに設置することが望ましい。	
床面の仕上げ	◎滑りにくい仕上げとする。 ◇排水溝などを設ける必要がある場合には、視覚障害者や肢体不自由者等にとって危険にならないように、配置を考慮することが望ましい。 ○床面は、高齢者、障害者等の通行の支障となる段を設けないようにする。	

呼び出しボタン (通報装置)	◇便器に腰掛けた状態、車椅子から便器に移乗しない状態、床に転倒した状態のいずれからでも操作できるように呼び出しボタンを設置することが望ましい。この場合、音、光等で押したことが確認できる機能を付与する。	
器具等の 形状・色・配置	○紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンの形状、色、配置については JIS S0026 にあわせたものとする。	参考 2-3-8
車椅子使用者用 簡易型便房	○車椅子使用者用簡易型便房は、正面から入る場合は有効奥行き 200cm 以上、有効幅 130cm 以上のスペースと有効幅 80cm 以上の出入口、側面から入る場合は有効奥行き 180cm 以上、有効幅 150cm 以上のスペースと有効幅 80cm 以上の出入口を確保する。 ○車椅子使用者用簡易型便房に通ずるトイレ内通路には車椅子の転回スペースを確保する。 ◇ドアの握り手は、引き戸の場合ドア内側の左右両側に設置することが望ましい。開き戸の場合、握り手は高齢者、障害者等が操作しやすい形状とすることが望ましい。 ◇便器に背もたれを設置することが望ましい。 ○便器の周辺には、手すりを設置するとともに、便器に腰掛けたままの状態と車椅子から便器に移乗しない状態の双方から操作できるように便器洗浄ボタン、呼出しボタン及び汚物入れを設置する。 ○便器洗浄ボタンは、操作しやすい押しボタン式、靴べら式などとする。手かざしセンサー式を設置する場合は、押しボタン式、靴べら式などと併設する。 ○洗面台を設置する場合、蛇口は、上肢不自由者のためにもセンサー式、レバー式などとする。 ○紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンの形状、色、配置については JIS S0026 にあわせたものとする。 ◇便器に腰掛けた状態と車椅子から便器に移乗しない状態の双方から使用できるように紙巻器を設置することが望ましい。 ○荷物を掛けることのできるフックを設置する。このフックは、立位者、車椅子使用者の顔面に危険のない形状、位置とするとともに、1 以上は車椅子に座った状態で使用できるものとする。 ○便房の床、出入口には段を設けない。 ◇状況に応じ、乳幼児連れ利用者が、本人の排せつだけでなく、乳幼児のおむつ交換や排せつ対応等が可能なスペース、及びベビーチェア、おむつ交換台等の乳幼児用設備を備えた便房とすることが望ましい。 ◇トイレの個室の大きさや備えている機能について、ホームページ等で情報を提供することが望ましい。	参考 2-3-6 参考 2-3-7

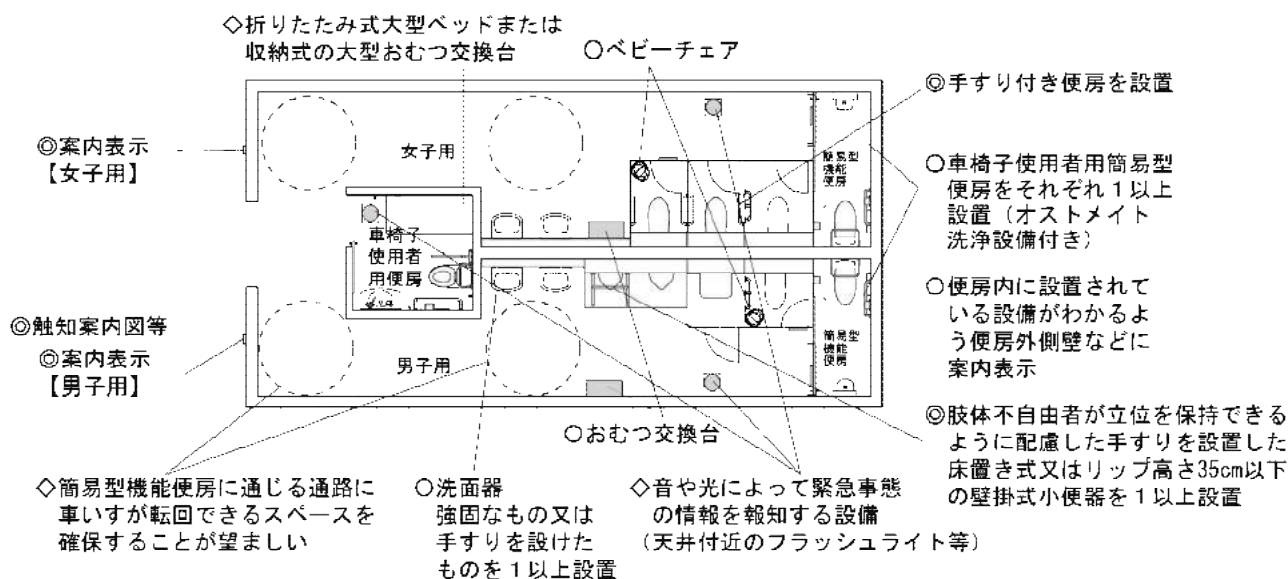
緊急時通報	◇視覚障害者や聴覚障害者にも配慮し、緊急事態の情報を音声及び光によって提供できる設備（フラッシュライト等）を備えることが望ましい。 ◇フラッシュライト等を設置する場合には、便房内の扉等にフラッシュライトの点滅が緊急事態を表す旨を表示することが望ましい。 ◇フラッシュライト等は、便房の扉を閉じた状態で、すべての便房内からその点滅が十分識別できる位置に設置することが望ましい。	参考 2-3-8
---	--	-----------------

参考 2-3-1：トイレの配置例

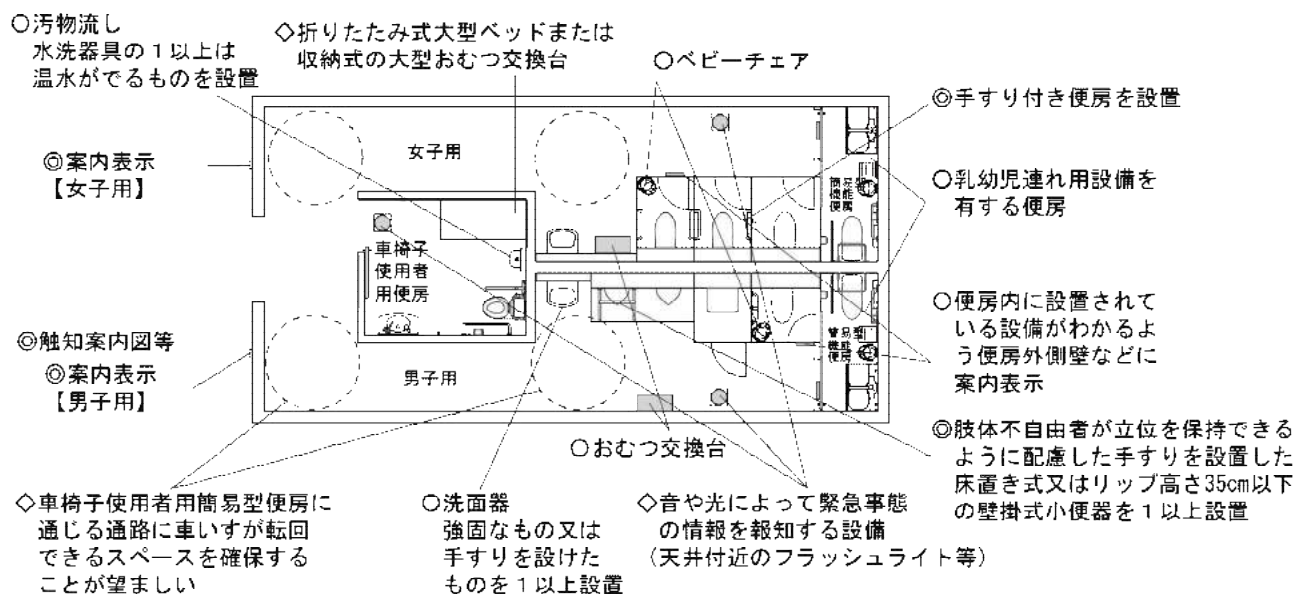
■車椅子使用者用便房 2 か所及びオストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ用設備を有する便房を配置した例



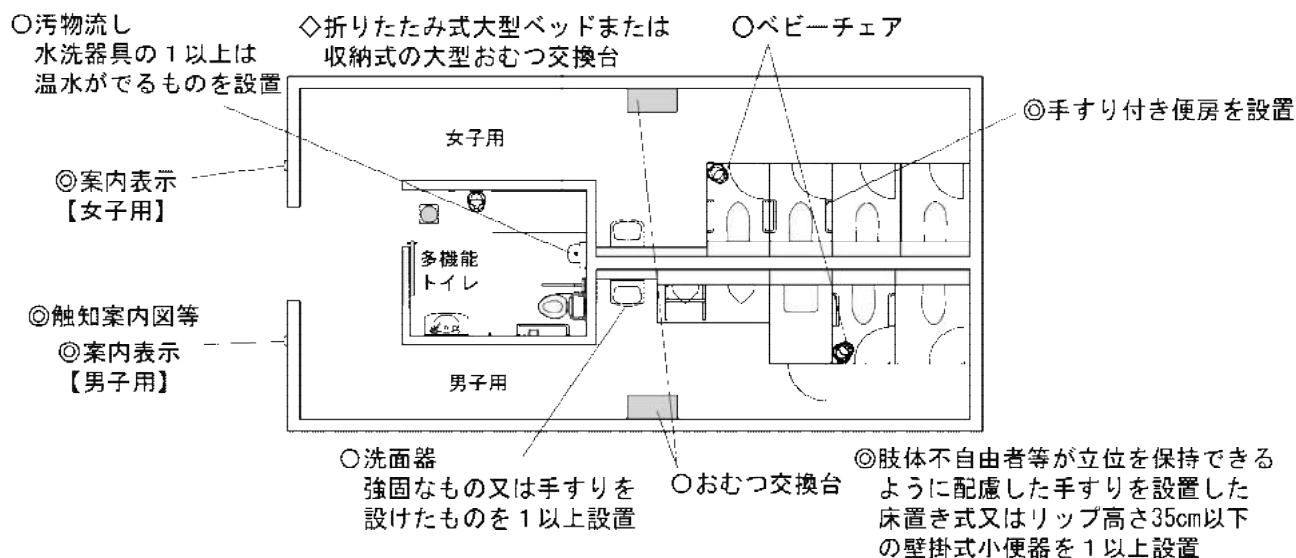
■車椅子使用者用便房を 1 か所及びオストメイト用設備を備えた便房を男女別に配置した例



■オストメイト用設備を備えた便房を1か所及び乳幼児連れに配慮した便房を男女別に配置した例



■複数の機能を備えた便房を1か所配置した例

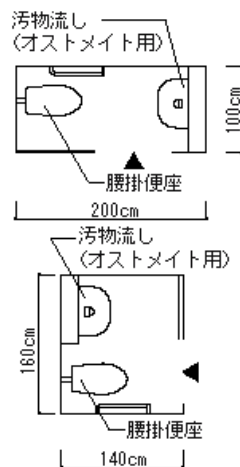


●便所・洗面所の例

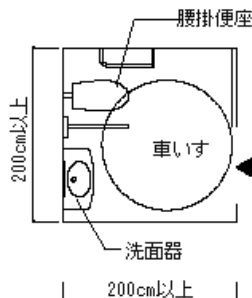
■個別機能を備えた便房及び複数の機能を備えた便房の寸法例

男女共用で利用しやすい位置に設置するなど異性介助に配慮する。

○オストメイト用設備を有する便房



○車椅子使用者用便房



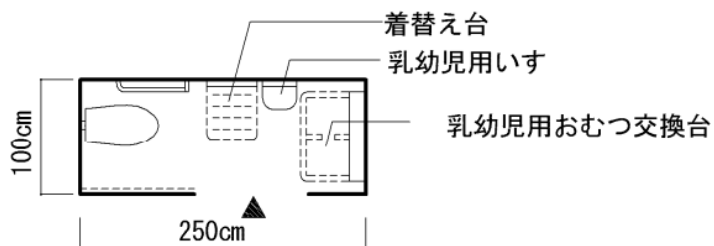
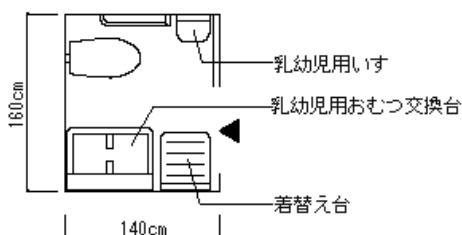
○大型ベッド付便房



○多機能便房



○乳幼児連れに配慮した便房の寸法
(ベビーカーと共に入ることができる寸法)



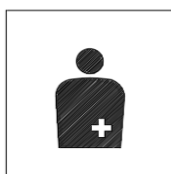
出典：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成 29 年 3 月）」より抜粋

(トイレのピクトグラム)

トイレのピクトグラムには以下を使用する。



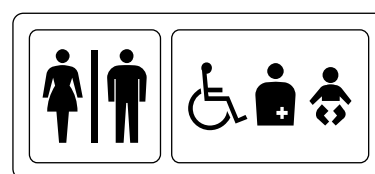
車椅子使用者用
便房



オストメイト用
設備を有する便房



乳幼児連れ用
設備を有する便房



複数の機能を備えた便房

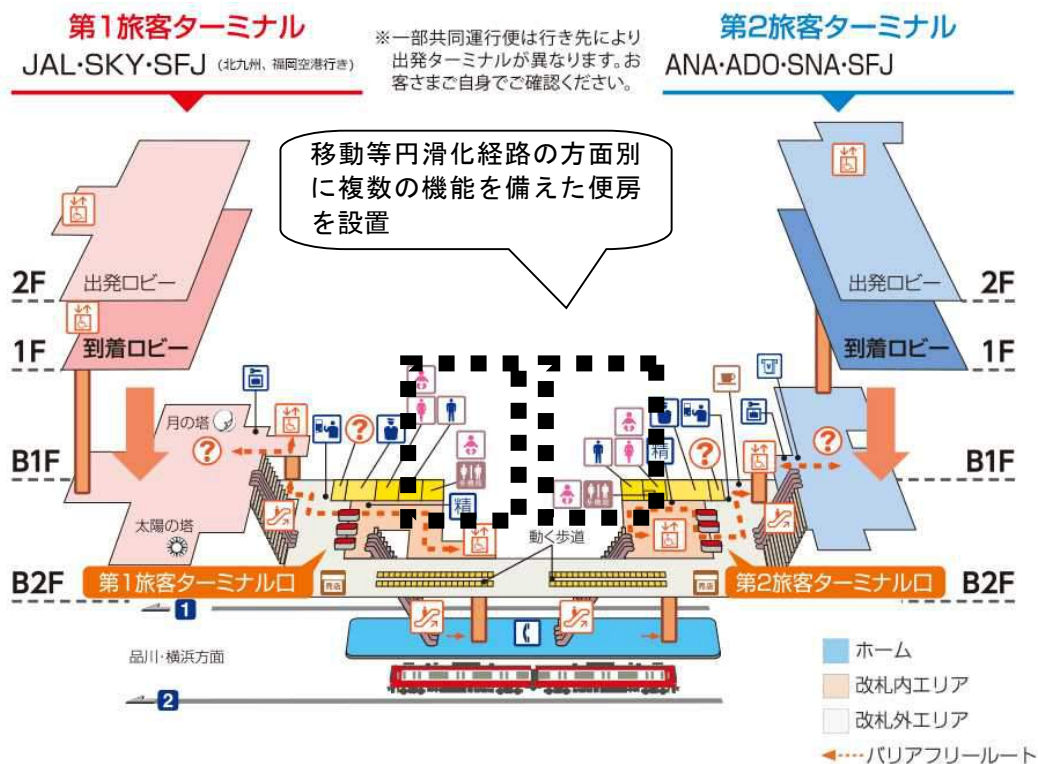
東京都交通局 新宿線 市ヶ谷駅
におけるトイレ入口付近の情報
提供の例（触知案内図を兼ねた
案内図）



参考 2-3-2：複数の方面から移動等円滑化経路が確保されている場合の車椅子利用者用便房、オストメイト用設備を備えた便房の複数設置例

＜京浜急行 羽田空港駅＞

- ・2方面・改札口からホームへの移動等円滑化が図られ、方面ごとに車椅子利用者用便房を設置（2箇所設置）。

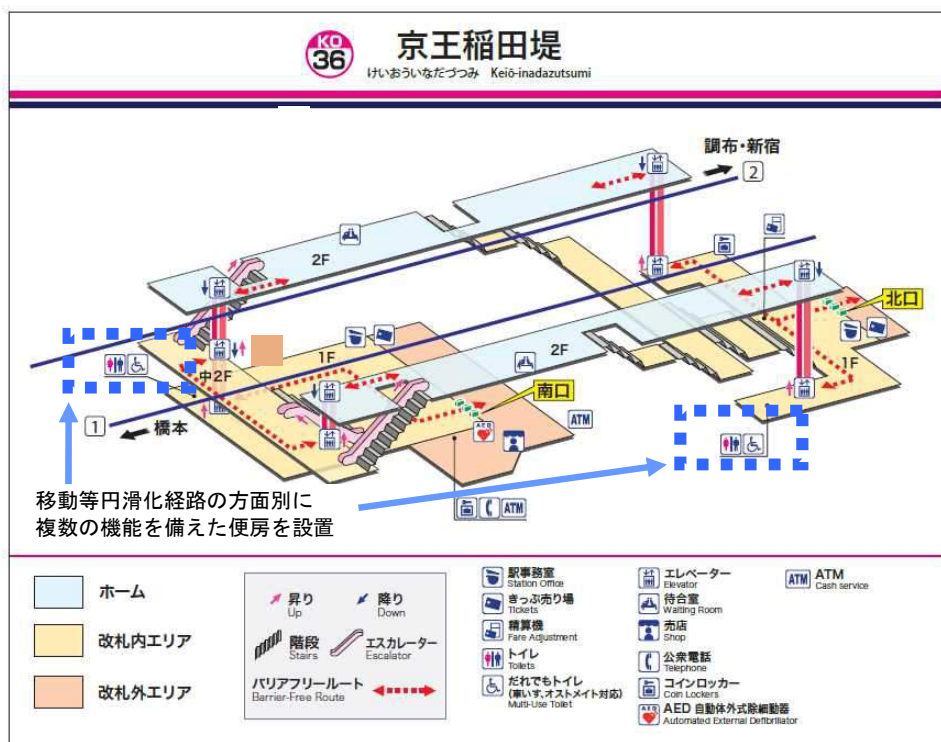


2017年11月1日現在

出典：京浜急行電鉄ホームページより

＜京王電鉄 京王稲田堤駅＞

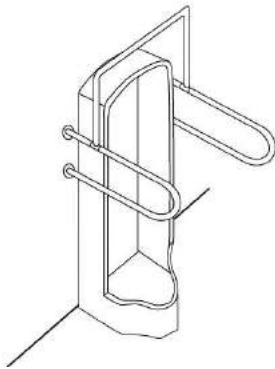
- ・交差する他鉄道路線により分断されている北口・南口の2方面・改札口からホームへの移動等円滑化が図られ、方面ごとに複数の機能を備えた便房を設置（2箇所設置）。



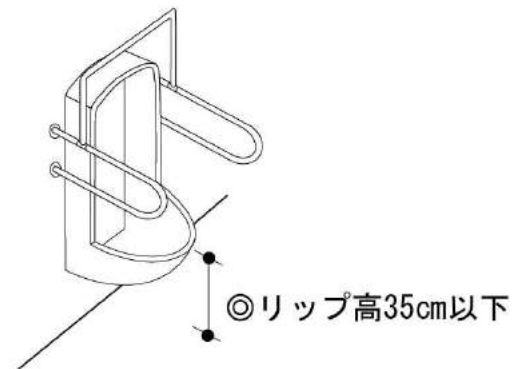
出典：京王電鉄ホームページより

参考 2-3-3 : 小便器の手すり例

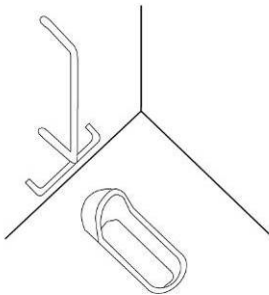
床置式



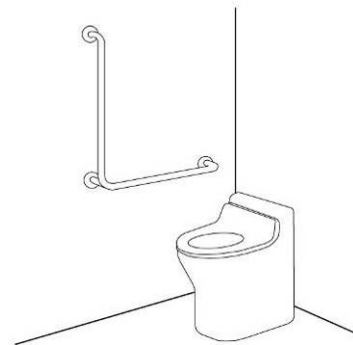
低リップ式



参考 2-3-4 : 和式便器の手すり例



腰掛式便器の手すり例



参考 2-3-5 : 杖・傘等のフック、手荷物棚の例



一般便房の例



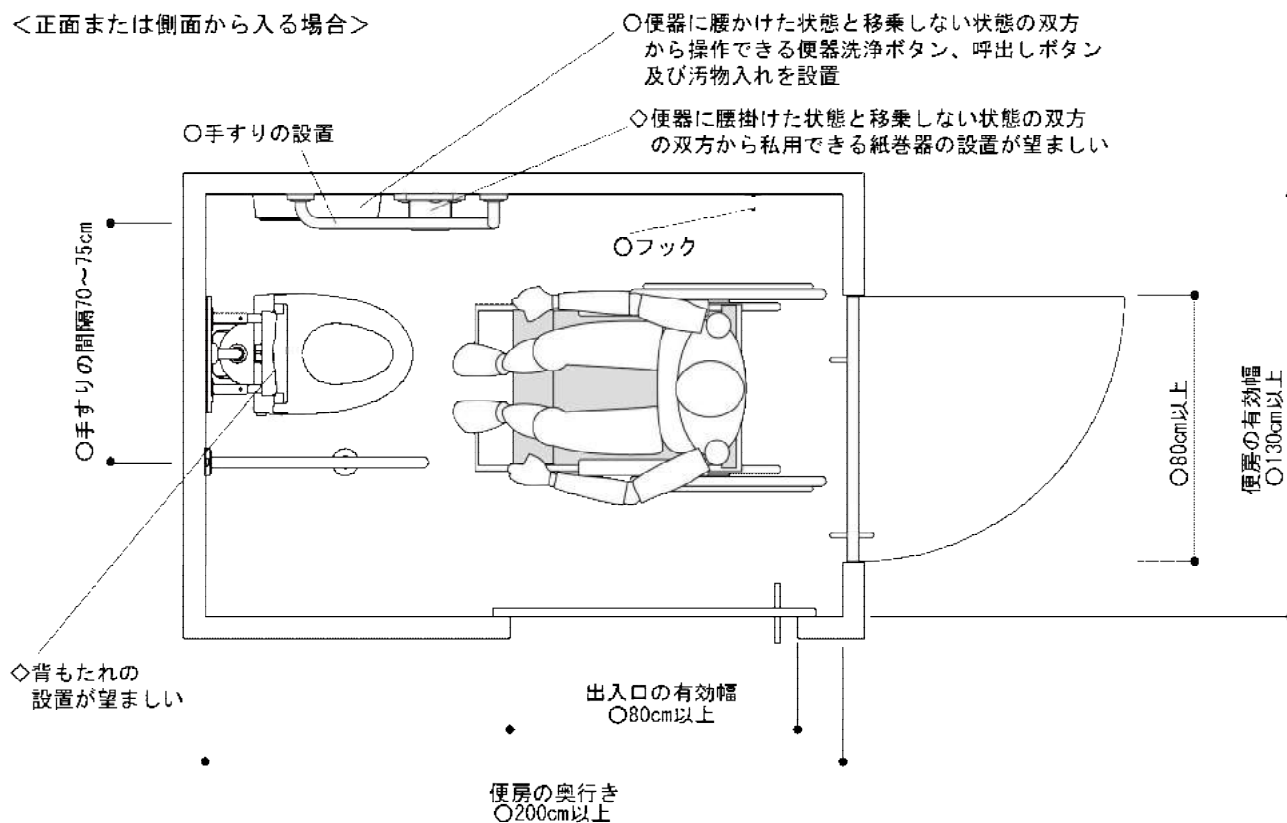
低い位置にも設置される例



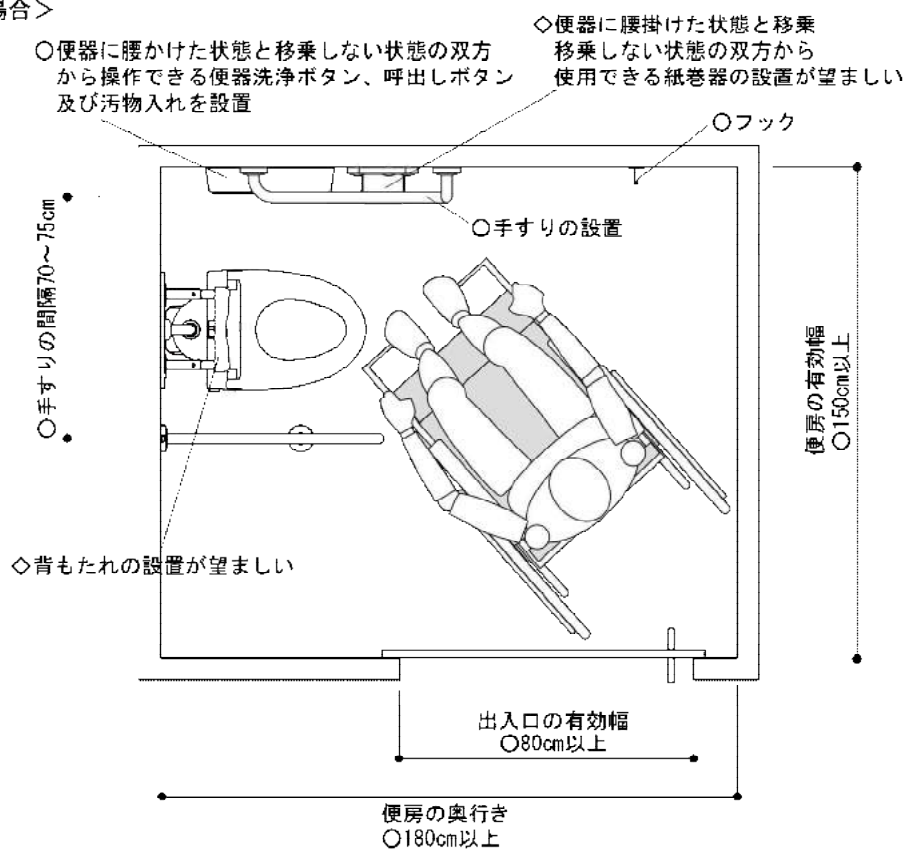
小便器の横に設置される例

参考 2-3-6：車椅子使用者用簡易型便房の例

<正面または側面から入る場合>



<側面から入る場合>



<その他>

本ガイドラインでは、側面から入る場合において車椅子が 90 度転回できることを前提としている。一方で、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」では、斜めから移乗可能な例として 180cm 以上×150cm 以上が示されている。

(コラム 13) 子どもトイレの設置

小田急電鉄の新宿駅では、機能分散の一環で子どもトイレ、オムツ替え室、授乳室などを併設した。

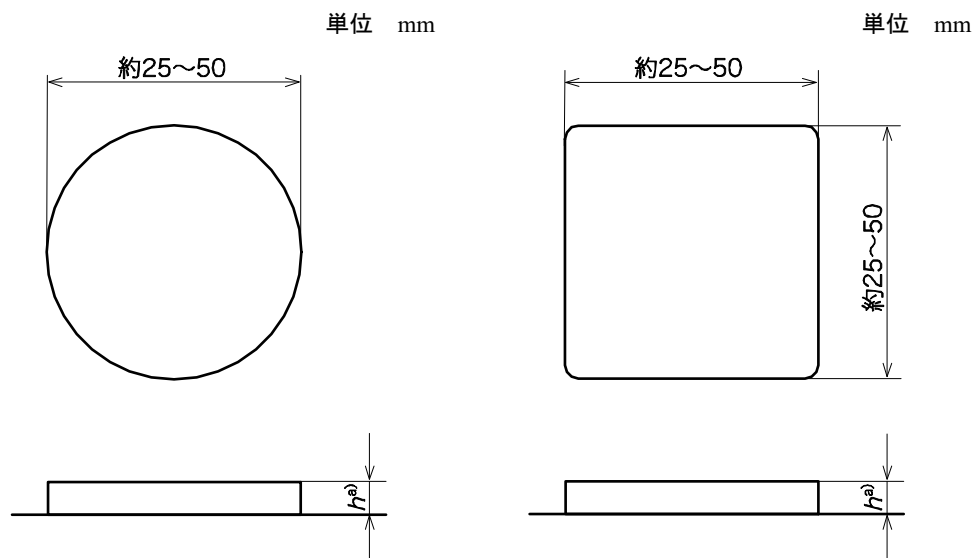
(小田急電鉄新宿駅西口)



提供：小田急電鉄株式会社

参考 2-3-7：JIS S0026「公共トイレにおける便房内操作部の形状・色・配置及び器具の配置」抜粋 ＜操作部の形状＞

- ・便器洗浄ボタンの形状は、丸形（○）とする。
- ・呼出しボタンの形状は、便器洗浄ボタンと区別しやすい形状〔例えば、四角形（□）又は三角形（△）〕とする。操作部は、指だけでなく手のひら又は甲でも押しやすい大きさとする。



注 a) ボタンの高さは、目の不自由な人が触覚で認知しやすいように、ボタン部を周辺面より突起させることが望ましい。

＜操作部の色及び輝度コントラスト＞

- ・ボタンの色：操作部の色は、相互に識別しやすい色の組合せとする。JIS S 0033 に規定する“非常に識別性の高い色の組合せ”から選定することが望ましい。例えば、便器洗浄ボタンの色を無彩色又は寒色系とし、呼出しボタンの色を暖色系とすることが望ましい。
- ・ボタン色と周辺色の輝度コントラスト：操作部は、ボタンの色と周辺色とのコントラストを確保する。また、弱視の人及び加齢による黄色変化視界の高齢者も判別しやすいよう、明度差及び輝度比にも留意する。

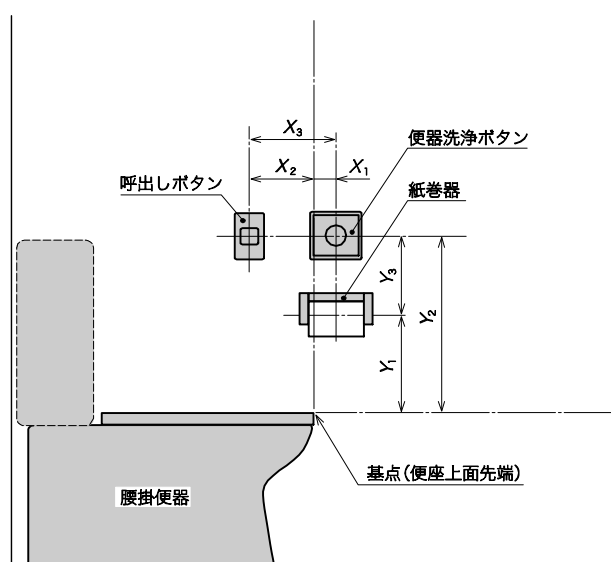
表 操作部及び紙巻器の設置寸法

単位：mm

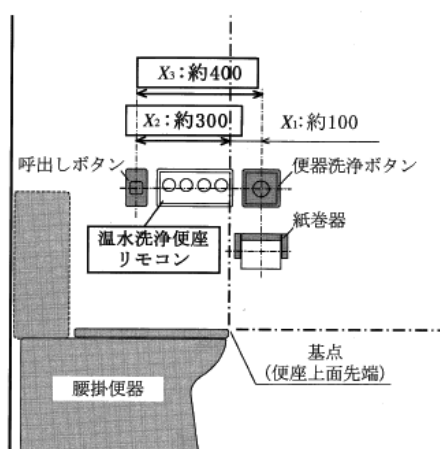
器具の種類	便座上面端部(基点) からの水平距離	便座上面端部(基点) からの垂直距離	2つの器具間距離
紙巻器	X ₁ ：便器前方へ 約 0～100	Y ₁ ：便器上方へ 約 150～400	—
便器洗浄ボタン		Y ₂ ：便器上方へ 約 400～550	Y ₃ ：約 100～200 (紙巻器との垂直距離)
呼出しボタン	X ₂ ：便器後方へ 約 100～200		X ₃ ：約 200～300 (便器洗浄ボタンとの水平距離)

注) JIS S0026 では上図の配置・寸法を基本とするものの、JIS の解説において“この規格に示す設置寸法以外のとなる場合”の配置例を示している(手すりを設置する場合、棚付紙巻器を設置する場合、スぺア付紙巻器を設置する場合等)。上図の配置・寸法による設置が困難な場合等においては JIS S0026 解説を参照されたい。

＜操作部及び紙巻器の配置＞



- ・呼出しボタンは、利用者が転倒した姿勢で容易に操作できる位置にも設置することが望ましい。



- ・温水洗浄便座リモコンを設置する場合の配置例。

出典：JIS S 0026:2007

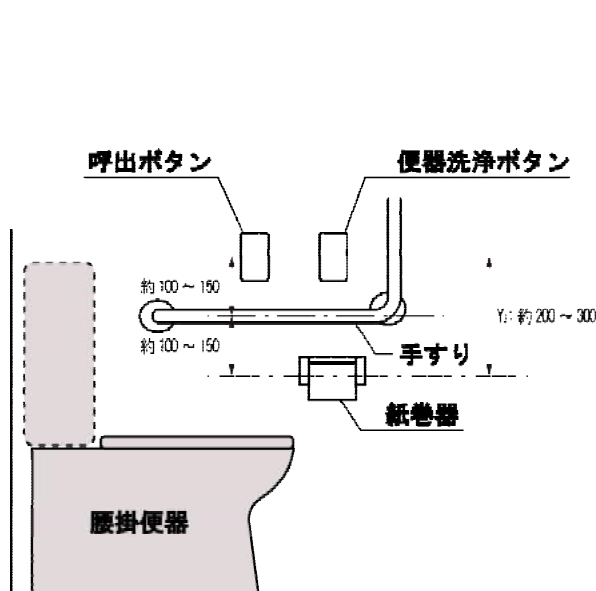
(コラム 14) JIS S0026 の便器洗浄ボタン等の配置と便器脇手すり等の配慮事項

- ・重度の上肢障害のある利用者（例えば上肢の動作が困難な頸椎損傷や筋ジストロフィーの人）にとっては便器洗浄ボタン等の操作スイッチの壁面取り付け位置は低めが望ましいという結果が示されている（JIS S0026 の規格制定の事前検証「ぐっどトイレプロジェクト」による）。本整備ガイドラインでは壁面に取り付ける手すりの高さの目安を 65～70cm 程度と示しているが、操作スイッチ類を低めに設置するにあたり、手すりがスイッチや紙巻器類に干渉しないよう高さの決定に際しては十分な配慮が必要である。
- ・JIS S0026 では上図の配置・寸法を基本とするものの、JIS の解説において“この規格に示す設置寸法以外となる場合”の配置例を示している（手すりを設置する場合、棚付紙巻器を設置する場合、スぺア付紙巻器を設置する場合等）。上図の配置・寸法による設置が困難な場合等においては JIS S0026 解説を参照されたい。

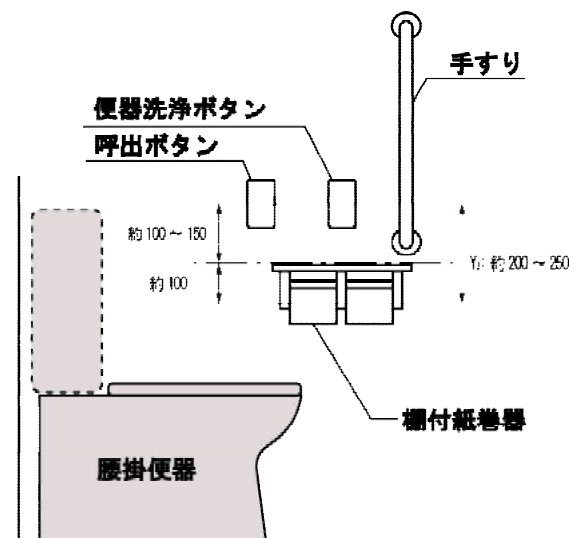
便器洗浄ボタンの紙巻器と垂直距離(Y_3)が、この規格に示す設置寸法(約 100～200mm)以外となる場合の設置例

- ・手すり、棚など、便器洗浄ボタンの真下に乗せることができるものが設けられる場合

①手すりを設置する場合



②棚付紙巻器を設置する場合



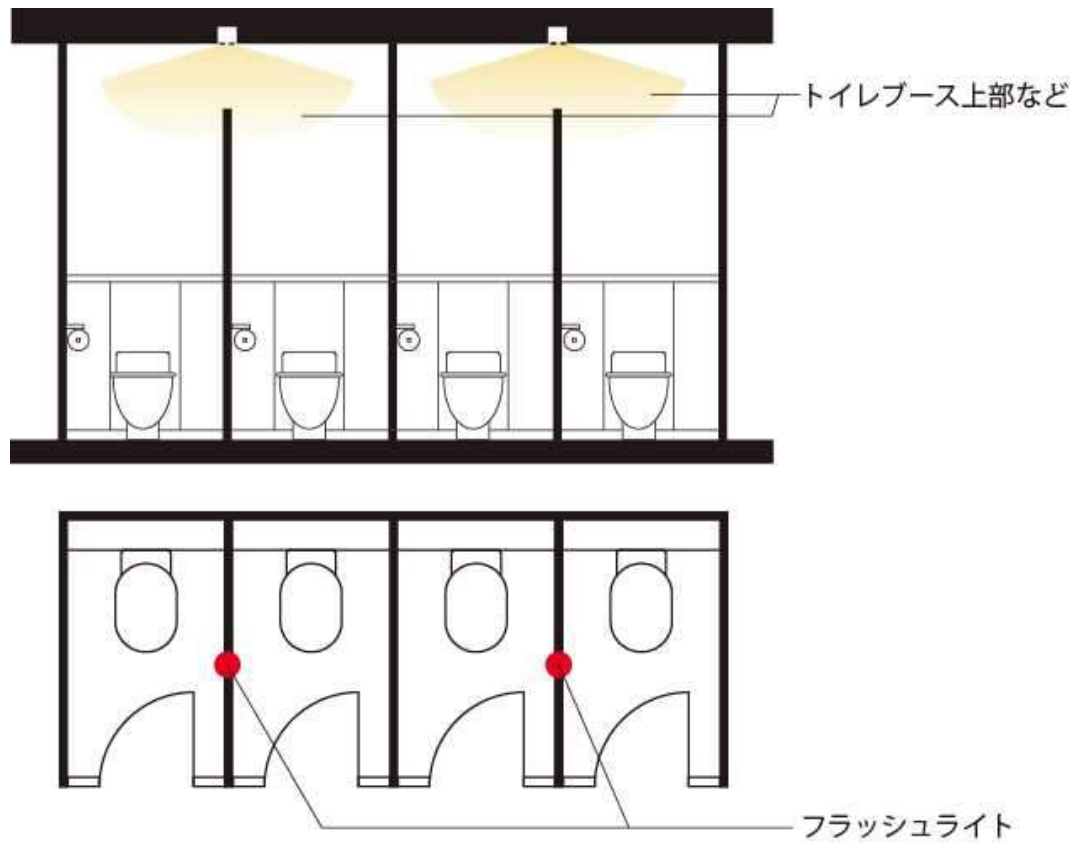
- ・棚付紙巻器に耐荷性がある場合には立ち座りの際のサポートに利用できるとともに、小さな荷物を置くことができる。
- ・耐荷性のある棚付紙巻器を設置する場合は、I 型の縦手すりを設置することが考えられる。
- ・Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインでは、縦手すりは便器先端から 200～250mm 程度前方の位置に設置することが示されている。

出典：JIS S 0026:2007 を基にして図を作成

参考 2-3-8 : フラッシュライトの設置

- ・便房に、フラッシュライトを設置する際には、便房内でその点滅が十分識別できるように配置する必要がある。
- ・「光警報装置の設置に係るガイドライン」では、光警報装置の機能において白色光とすることが示されている。

(フラッシュライトの設置イメージ)



(車椅子使用者用便房)

ガイドライン		
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容		
案内表示	◎出入口には車椅子使用者用便房が設けられていることを表示する標識を設ける。	参考 2-2-7
出入口	◎高齢者、障害者等の円滑に利用することができる構造の便所又は便房の出入口は、段がないようにする。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。また、設備の位置が容易にわかるように触知案内図等を設置する。 ○点字を用いて表示する場合の表示方法は JIS T0921 にあわせたものとする。 ○触知案内図を用いて表示する場合の表示方法は JIS T0922 にあわせたものとする。 ◎高齢者、障害者等の円滑に利用することができる構造の便所又は便房の出入口の有効幅は、80cm 以上とする。	
戸	◎有効幅 80cm 以上とする。 ◇有効幅 90cm 以上とすることが望ましい。 ◎高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造の戸とする。 ○電動式引き戸又は軽い力で操作のできる手動式引き戸とする。 手動式の場合は、自動的に戻らないタイプとし、握り手は棒状ハンドル式のものとする。 ◇握り手はドア内側の左右両側に設置することが望ましい。 ○握り手、鍵その他の付属物の設置にあたっては、車椅子使用者の円滑な動作に十分に配慮する。 ◇便房内の出入口の戸から 70cm 程度の範囲には、壁に付属物を設置しないことが望ましい。 ○防犯上・管理上の理由等からやむを得ず常時施錠が必要となる場合には、ドア近くにインターホン等を設置し、駅係員等が速やかに解錠できるものとする。 ○車椅子使用者や指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造、高さ(60cm～70cm 程度)のものとし、非常時に外から解錠できるようにする。	参考 2-3-9 参考 2-3-10
戸の開閉盤 (開閉スイッチ)	○戸の開閉盤(開閉スイッチ)は、電動式の戸の場合、車椅子使用者が中に入りきってから操作できるよう配慮する。 ◇戸の開閉盤は、戸から 70cm 以上離して設置し、その設置高さは 100cm 程度とすることが望ましい。 ○電動式の戸の場合、手かざしセンサー式だけの設置は避け、操作しやすい押しボタン式とする。手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、手かざしセンサー式とする場合には押しボタンを併設する。 ○使用中である旨を表示する装置を設置する。	

大きさ	◎車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。 ○手動車椅子で方向転換が可能なスペースを確保する（標準的には標準内法寸法 200cm×200cm 程度のスペースが必要）。 ○新設の場合等、スペースが十分取れる場合は、電動車椅子で方向転換が可能なスペースを確保する（標準的には標準内法寸法 220cm×220cm 程度のスペースが必要）。 ◇電動車椅子で方向転換が可能なスペース（標準内法寸法 220cm×220cm 程度）を有する場合、便器横の移乗スペースを 75cm 以上確保することが望ましい。	
便器	◎便器は腰掛式とする。 ○便座には便蓋を設けず、背後に背もたれを設ける。 ○便座の高さは 40～45cm とする。 ○便器に逆向きに座る場合も考慮して、その妨げになる器具等がないように配慮する。 ◇上肢が動かしにくい利用者に考慮し温水洗浄便座を設けることが望ましい。	
手すり	◎高齢者、障害者等の円滑に利用することができる構造の便房には、手すりを設置する。取り付けは堅固とし、腐触しにくい素材で、握りやすいものとする。 ○壁と手すりの間隔は 5cm 以上の間隔とする。 ○手すりは便器に沿った壁面側はL字形に設置する。もう一方は、車椅子を便器と平行に寄り付けて移乗する場合等を考慮し、十分な強度を持った可動式とする。可動式手すりの長さは、移乗の際に握りやすく、かつアプローチの邪魔にならないように、便器先端と同程度とする。手すりの高さは 65～70cm 程度とし、左右の間隔は 70～75cm とする。	

付属器具	○すべての付属器具の設置にあたっては、車椅子使用者の動作空間に配慮し、ドアの開閉動作等の支障とならないよう、配置に留意する。 ○便器洗浄ボタンは、便器に腰掛けたままの状態と、便器の回りで車椅子から便器に移乗しない状態の双方から操作できるように設置する。手かざしセンサー式だけの設置は避け、操作しやすい押しボタン式、靴べら式などとする。手かざしセンサーが使いにくい人もいることから、手かざしセンサー式とする場合には押しボタン、手動式レバーハンドル等を併設する。 ○紙巻器は片手で紙が切れるものとし、便器に腰掛けたままの状態と、便器の回りで車椅子から便器に移乗しない状態の双方から使用できるように設置する。 ○荷物を掛けることのできるフックを設置する。このフックは、視覚障害者、車椅子使用者に危険のない高さ、形状とするとともに、1 以上は車椅子に座った状態で使用できるものとする。 ○手荷物を置ける棚などを設置する。(またはスペースを確保する) ◇小型手洗い器を便座に腰掛けたままで使用できる位置に設置することが望ましく、蛇口は操作が容易なセンサー式、押しボタン式などとする。	
洗面器	○車椅子から便器へ前方、側方から移乗する際に支障とならない位置、形状のものとする。 ○車椅子での使用に配慮し、洗面器の下に床上 60~65cm 程度の高さを確保し、洗面器上面の標準的高さを 75~80cm 程度とする。よりかかる場合を考慮し、十分な取付強度を持たせる。 ○蛇口は、上肢不自由者のためにもセンサー式、レバー式などとする。 ○鏡は車椅子でも立位でも使用できるよう、低い位置から設置され十分な長さを持った平面鏡とする。 ◇洗面台周りに石鹸容器やハンドドライヤー等を設置する場合には、仕上がり床面から 80cm~100cm 程度の操作可能な高さで、洗面台中央から 75cm 程度の範囲に設置することが望ましい。	
汚物入れ	○汚物入れはパウチ等を捨てることを考慮した大きさのものとする。 ◇汚物入れは、おむつ交換台やオストメイト用の水洗器具から手の届く場所に設置することが望ましい。	
鏡	◇洗面器前面の鏡とは別に、全身の映る姿見を設置することが望ましい。	
おむつ交換台	◇機能分散の観点から、おむつ交換台は車椅子使用者用便房以外の場所に設置することが望ましい。	

大型ベッド等	◇障害者等のおむつ替え用等に、折りたたみ式大型ベッドまたは収納式の大型おむつ交換台を設置することが望ましい。 ◇上記の折り畳み式大型ベッド等を設置する場合、畳み忘れであっても、車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。 ◇大型ベッドを設置する際には、介助者の動きを考慮し、ベッドの両側に十分なスペースをとることが望ましい。	参考 2-3-11
床の表面	◎滑りにくい仕上げとする。 ◇排水溝などを設ける必要がある場合には、視覚障害者や肢体不自由者等にとって危険にならないように、配置を考慮する。 ○床面は、高齢者、障害者等の通行の支障となる段を設けないようにする。	
呼出しボタン (通報装置)	○呼出しボタンは、便器に腰掛けた状態、車椅子から便器に移乗しない状態、床に転倒した状態のいずれからでも操作できるように複数設置する。音、光等で押したことが確認できる機能を付与する。	
器具等の形状・色・配置	○紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンの形状、色、配置については JIS S0026 にあわせたものとする。	

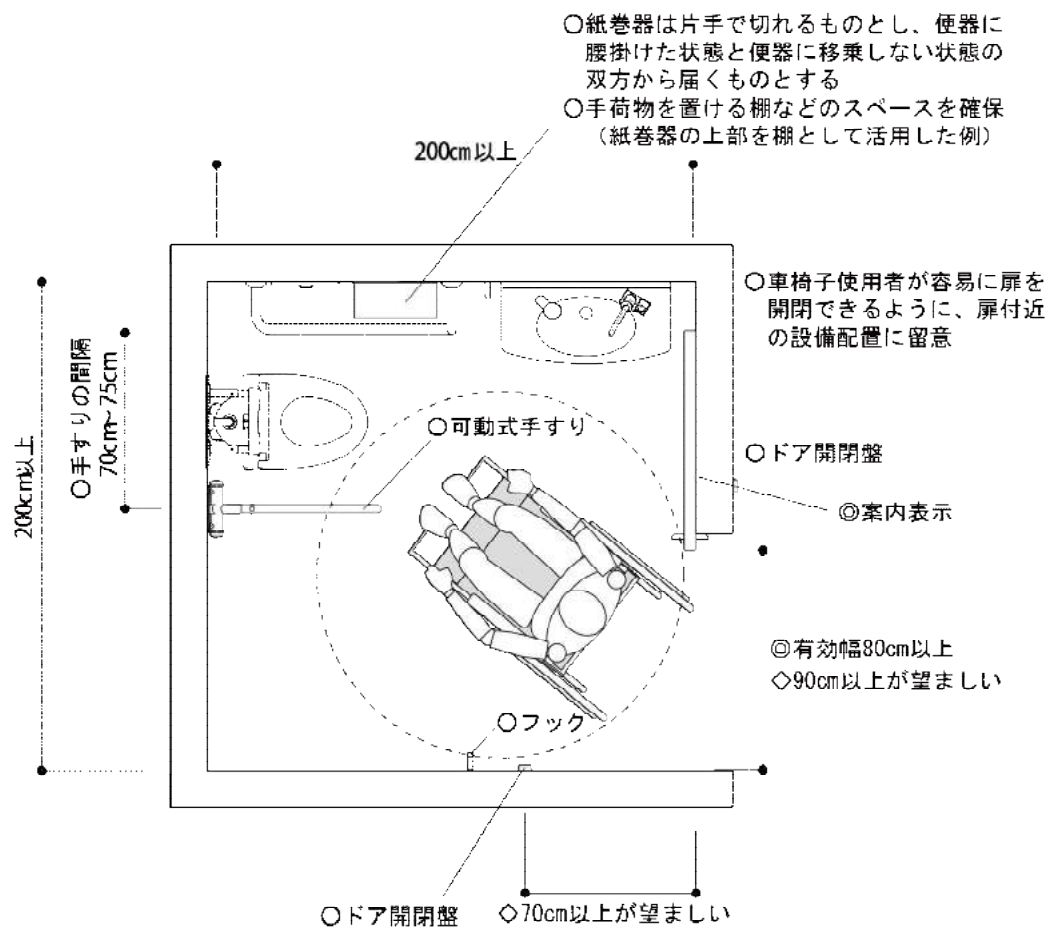
(コラム 15) 便房外のおむつ交換台

スペースや構造上の関係で個室便房におむつ交換台を設置できない場合においても、パーティション等を設けることにより便房外に設置する場合でもプライバシーに配慮することができる。(パーティションにはおむつ交換台サインを配置)

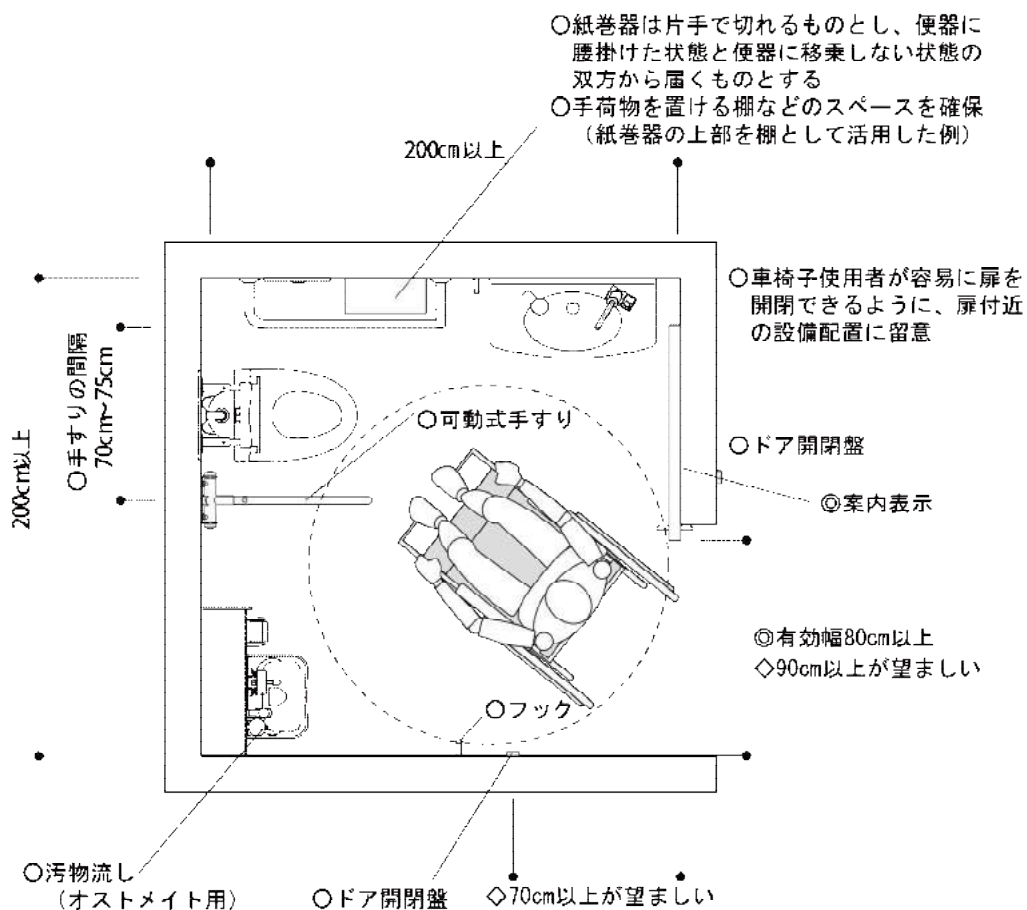


参考 2-3-9：車椅子使用者用便房の例

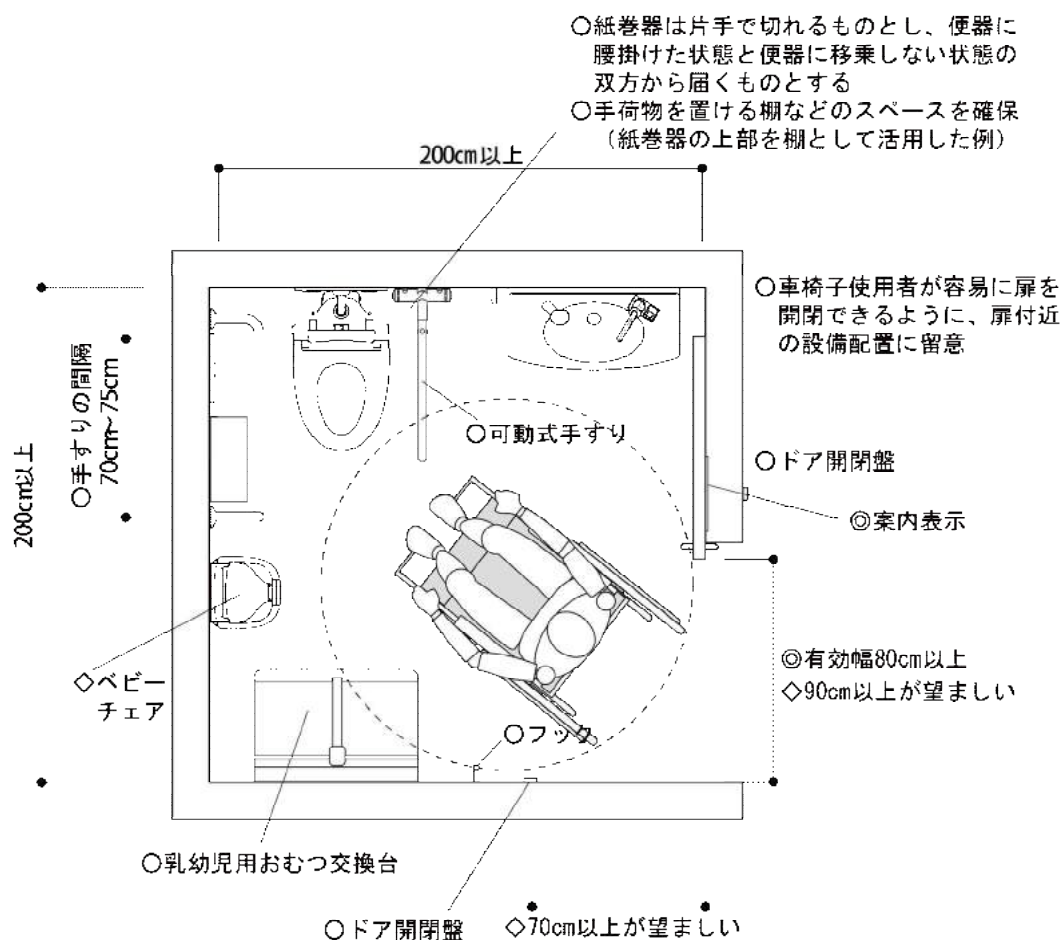
■車椅子使用者用便房



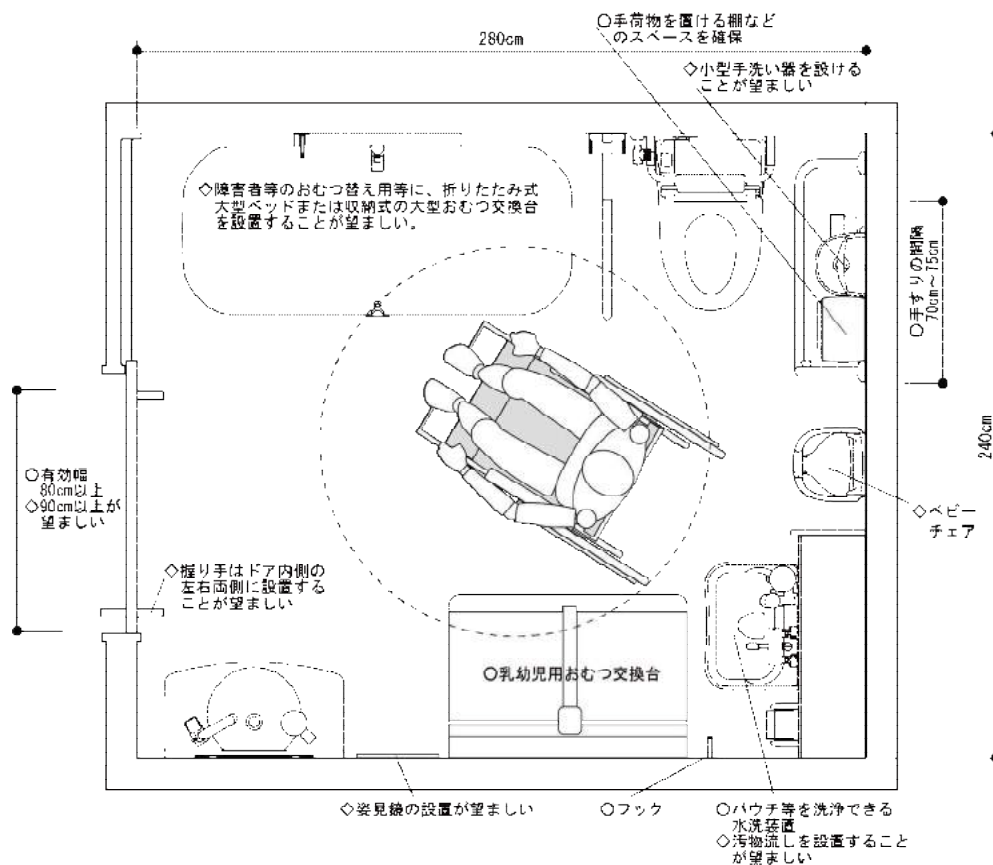
■オストメイト用設備を備えた便房



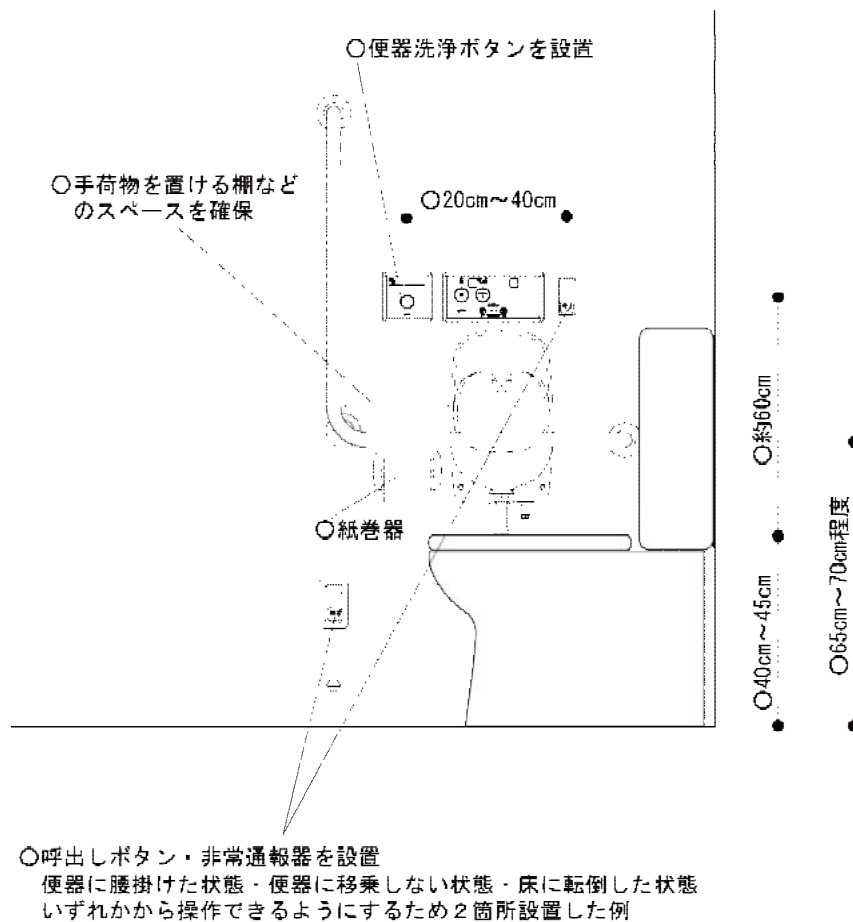
■乳幼児連れ用設備を有する便房



参考 2-3-10：複数の機能を同一の便房として整備（従来の多機能トイレ）した事例



参考 2-3-11：呼出しボタン・非常通報器の設置位置



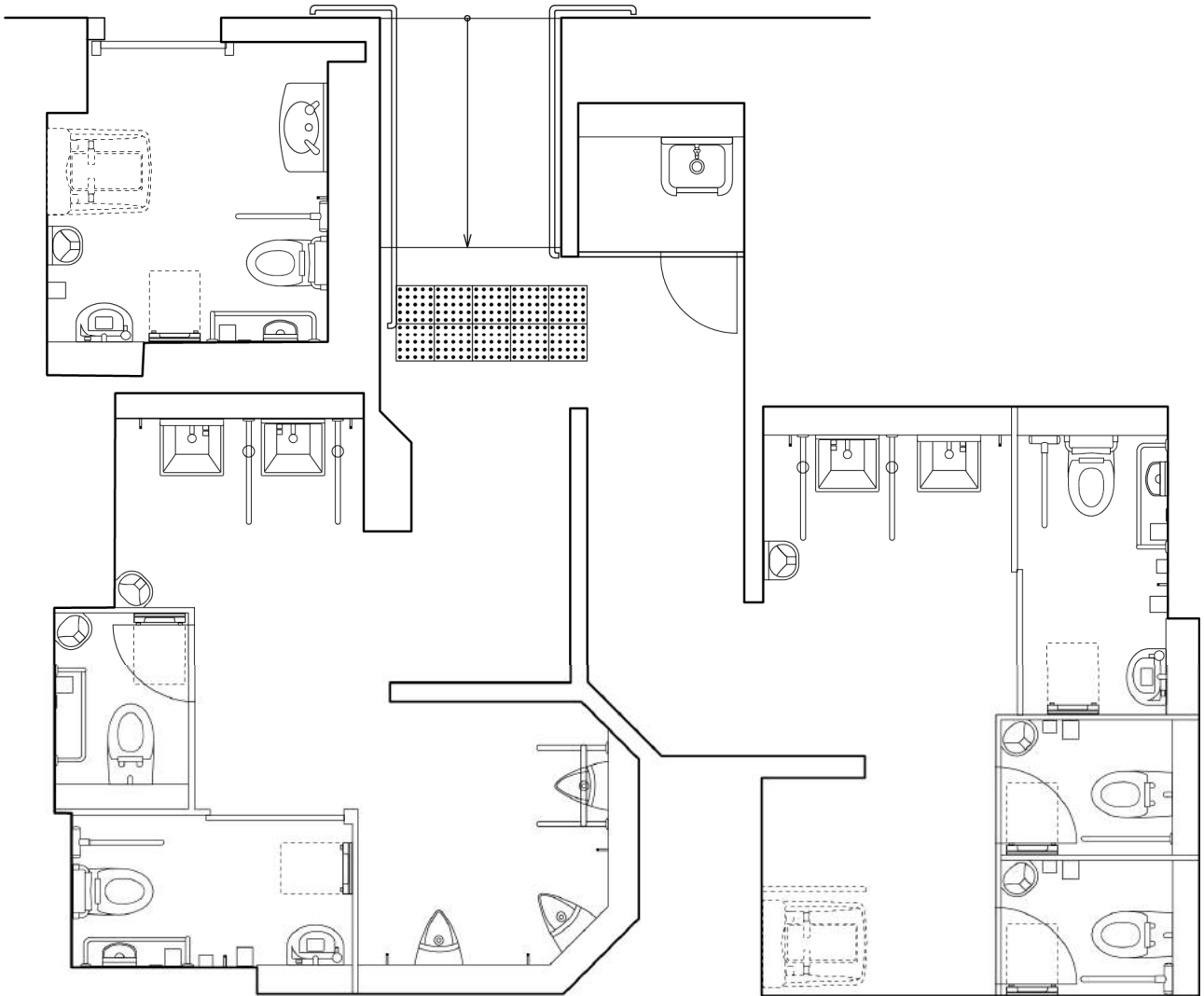
（コラム 16）車椅子使用者用便房へのカーテン設置について

- ・ 介助者が車椅子使用者用便房内で待つことや異性同伴の介助に配慮すると遮断カーテンの設置が望ましい、燃やされる・破られるといった防火面やモラル面での問題点、さらには、カーテンを手すり代わりとして使用される場合は危険であるといった安全面での問題点も指摘されている。
- ・ 車椅子使用者用便房内にカーテンを設置する際には、上記の問題点を踏まえ、カーテンの素材、設置後の適切な管理などに十分配慮する必要がある。

参考 2-3-12：複数の機能を同一の便房として整備（従来の多機能トイレ）したほか、一般便房の機能強化を図った例

＜個別機能便房の複数配置＞

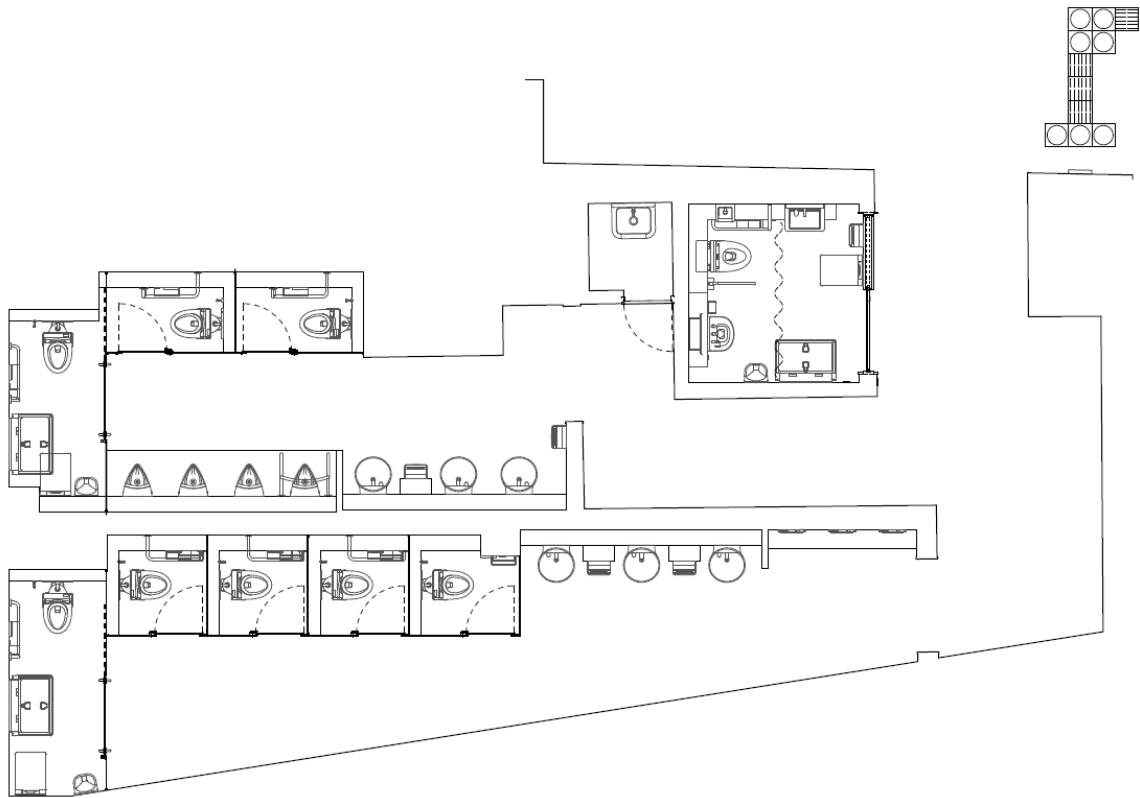
車椅子使用者用便房の他に、男女それぞれの限られたスペースの一般便房にオストメイト用設備を有する便房や乳幼児連れ用設備を有する便房を設置している。（東京都交通局 新宿線 市ヶ谷駅）



提供：東京都交通局提供資料を基に作成

＜一般トイレに乳幼児連れ用設備を設けた例＞

一般トイレに乳幼児用おむつ交換台、ベビーチェア、着替え台等、乳幼児連れ用設備を設けた便房を整備している。(JR 東海 名古屋駅)



POINT

一般トイレに乳幼児連れ用設備を備えた便房を設けることにより、複数の機能を備えた便房の混雑緩和に配慮した。

提供：東海旅客鉄道株式会社

＜JR 東海 品川駅の乳幼児連れ用設備を備えた便房の例＞



提供：東海旅客鉄道株式会社

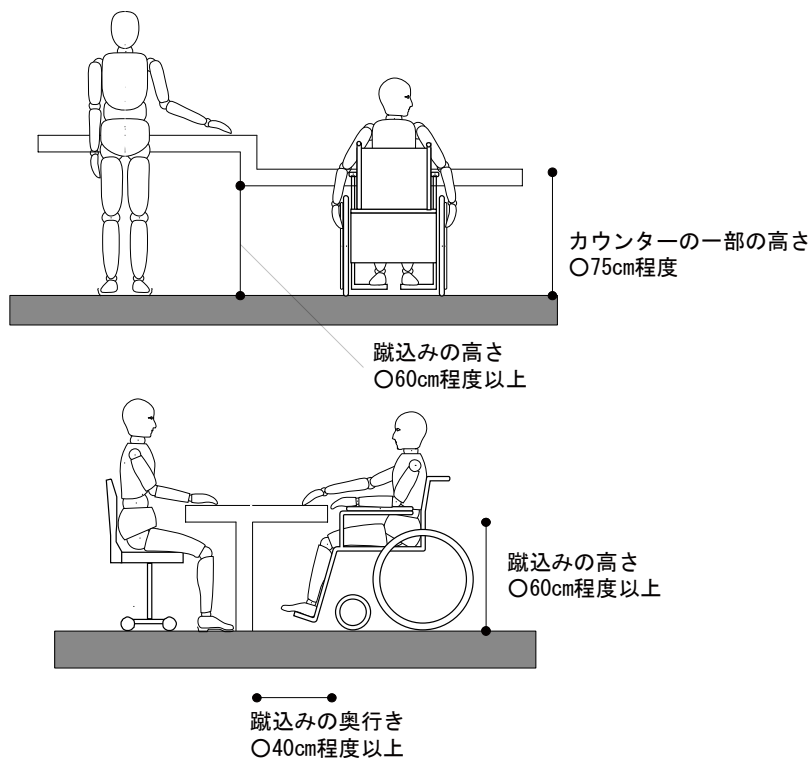
②乗車券等販売所・待合所・案内所

考え方	出札・案内等のカウンターは、構造上、車椅子使用者にとって利用しにくいものもある。特に、カウンターの高さや、蹴込みについて、考慮する必要がある。カウンターの下部は、車椅子使用者のひざやフットサポートなどが当たらないよう配慮する。
-----	---

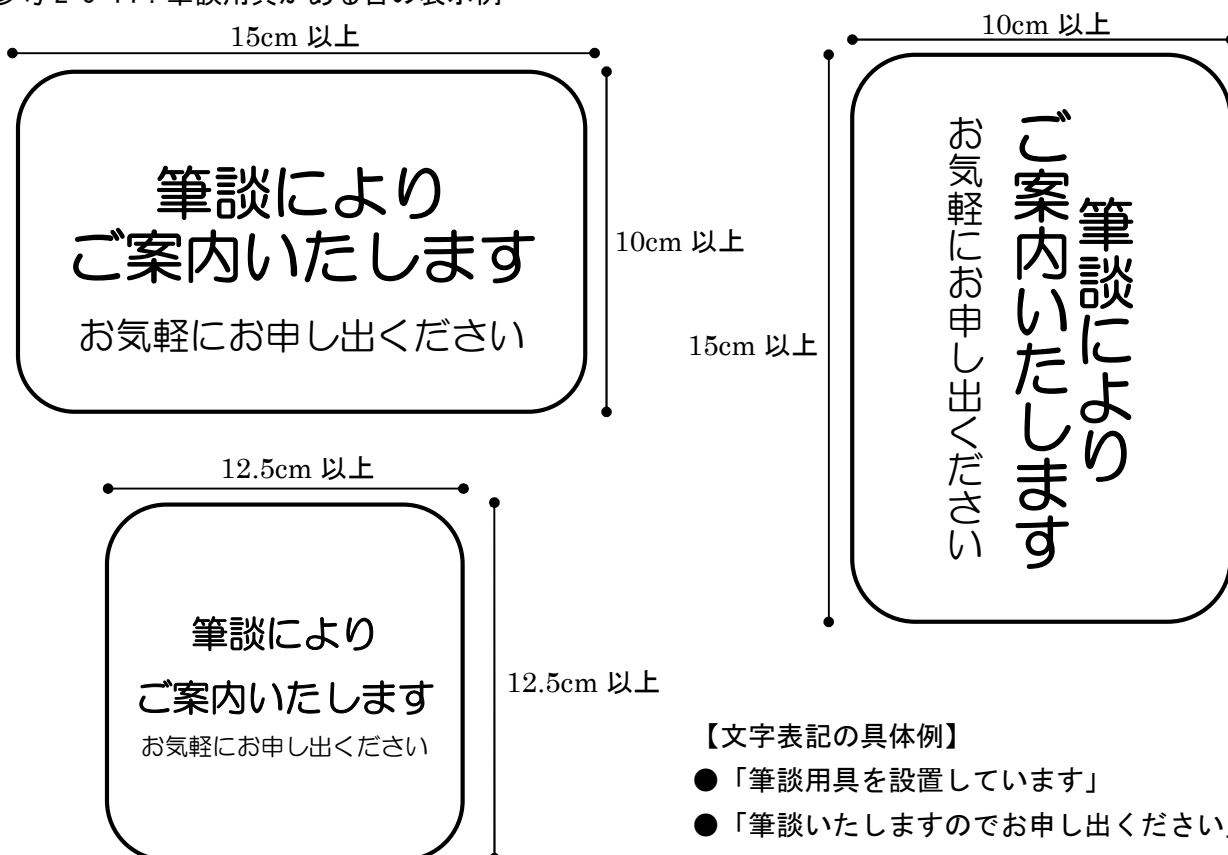
移動等円滑化基準		
(乗車券等販売所、待合所及び案内所)		
第16条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。		
三 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑に利用することができる構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。		
2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。		
3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。		
ガイドライン		
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容（義務）、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容		
出入口	「第2部旅客施設共通ガイドライン 1. 移動経路に関するガイドライン ③乗車券等販売所、待合所、案内所の出入口」（28 ページ）参照	参考 2-1-3 参考 2-1-4
カウンター	◎乗車券等販売所、待合所及び案内所にカウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑に利用することができる構造のものとする。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。 ○カウンターの蹴込みの一部は高さ 60cm 程度以上、奥行き 40 cm 程度以上とする。 ○カウンターの一部は、車椅子使用者との対話に配慮して高さ 75cm 程度とする。 ○カウンターのついたてまでの奥行きは、車椅子使用者との対話に配慮して 30cm～40cm とする。	参考 2-3-13
視覚障害者の誘導	○カウンターの1か所に視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。	
聴覚障害者の案内	◎乗車券等販売所、待合所及び案内所（勤務する者を置かないものを除く。）には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備える。 ◎この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。 ○手話での対応やメモなどの筆談用具を備え、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。 ○手話での対応が可能な場合は、その旨を当該乗車券等販売所、又は案内所の見やすい場所に表示する。	参考 2-3-14

コミュニケーション 支援ボード	◇言葉（文字と話し言葉）による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、JIS T0103に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーションボードを準備することが望ましい。	参考 2-3-15
----------------------------	---	------------------

参考 2-3-13：カウンターの例



参考 2-3-14：筆談用具がある旨の表示例



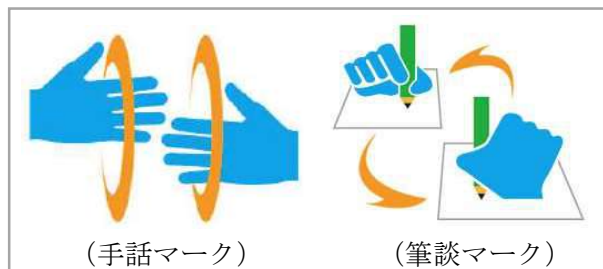
(コラム 17) 耳マーク・手話マークなど

- ・聴覚障害者が、自分の耳が不自由であることを表す耳マークの他、窓口等でヒアリングループを設置していることや手話、筆談での対応が可能であることを示すマークがあります。



出典：

(一社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

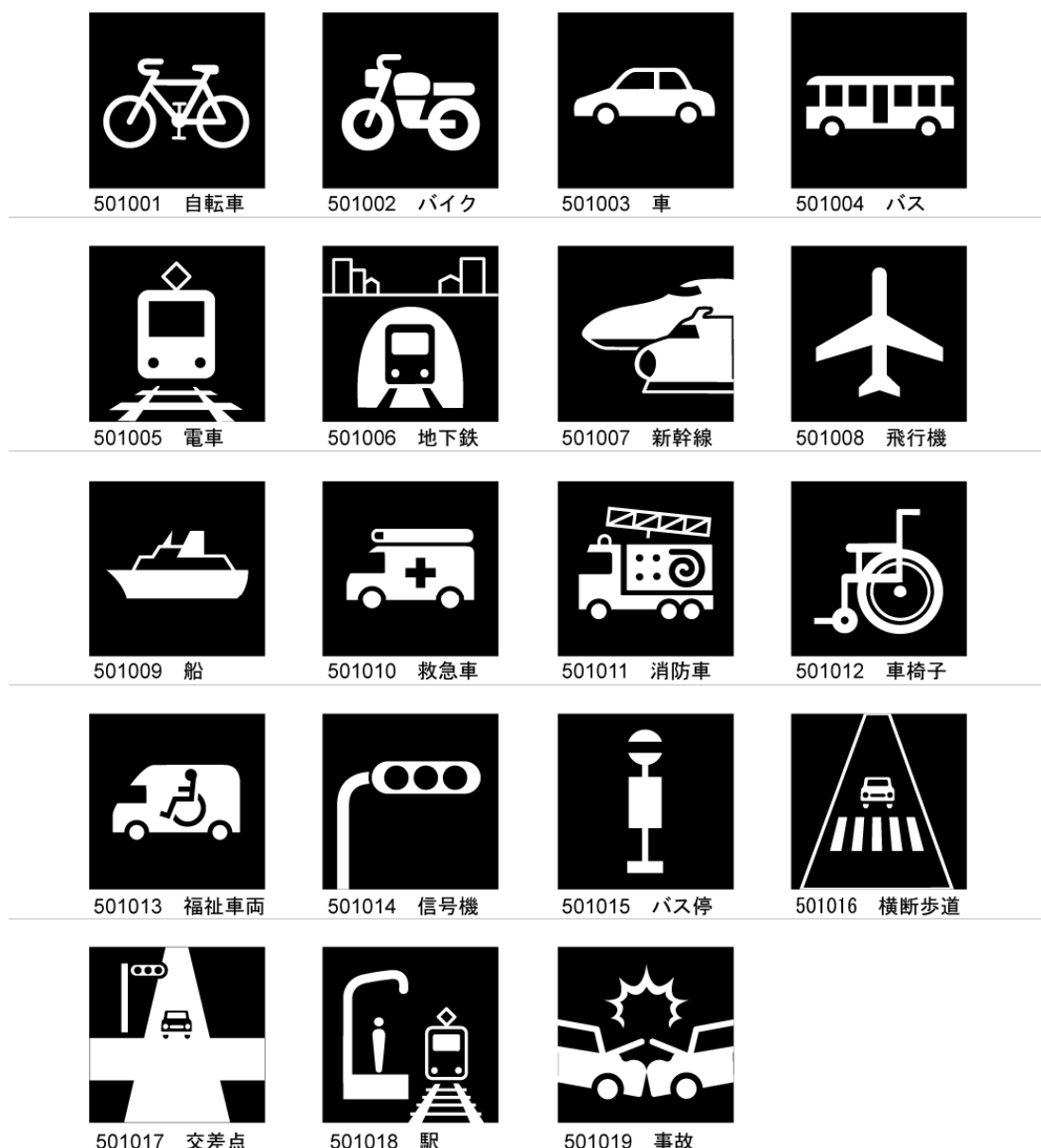


出典：

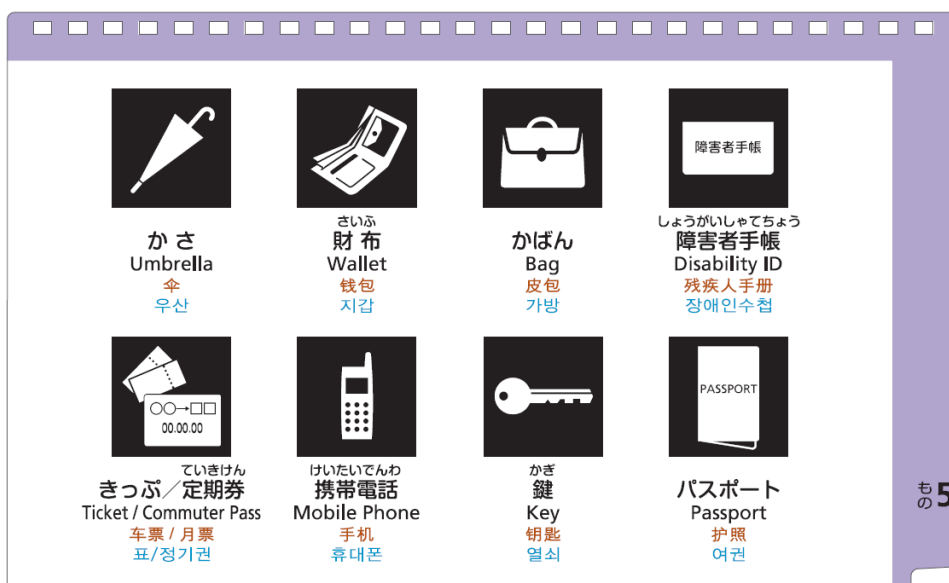
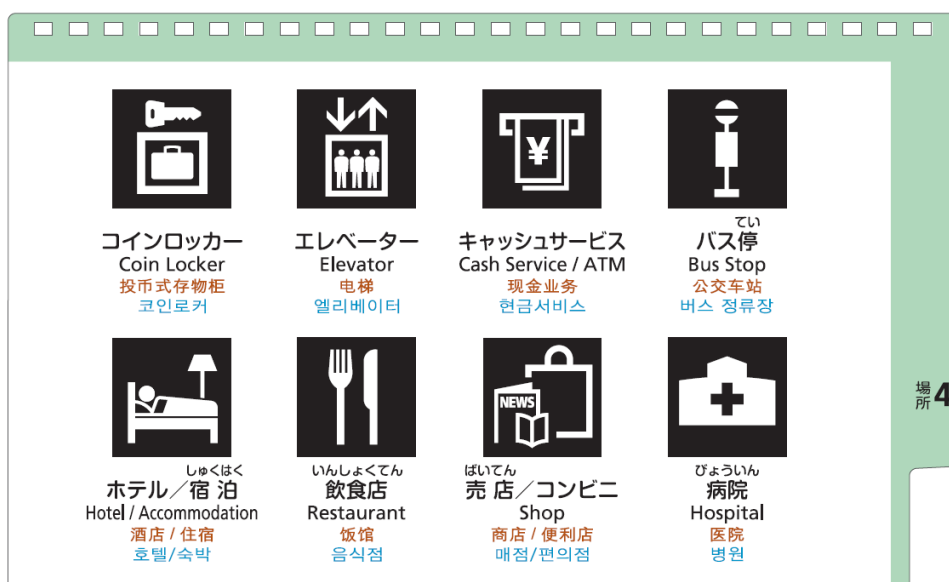
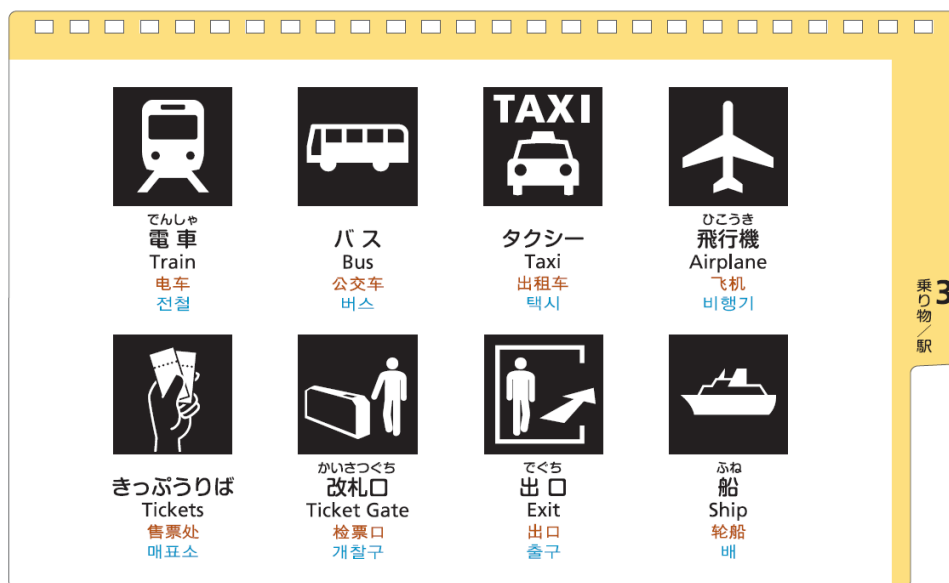
(一財) 全日本ろうあ連盟

参考 2-3-15 : JIS T0103「コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則」に収載されている絵記号の例

【分類項目】501：乗り物・交通



(コミュニケーション支援ボードの一例)



出典：(公財) 交通エコロジー・モビリティ財団

③券売機

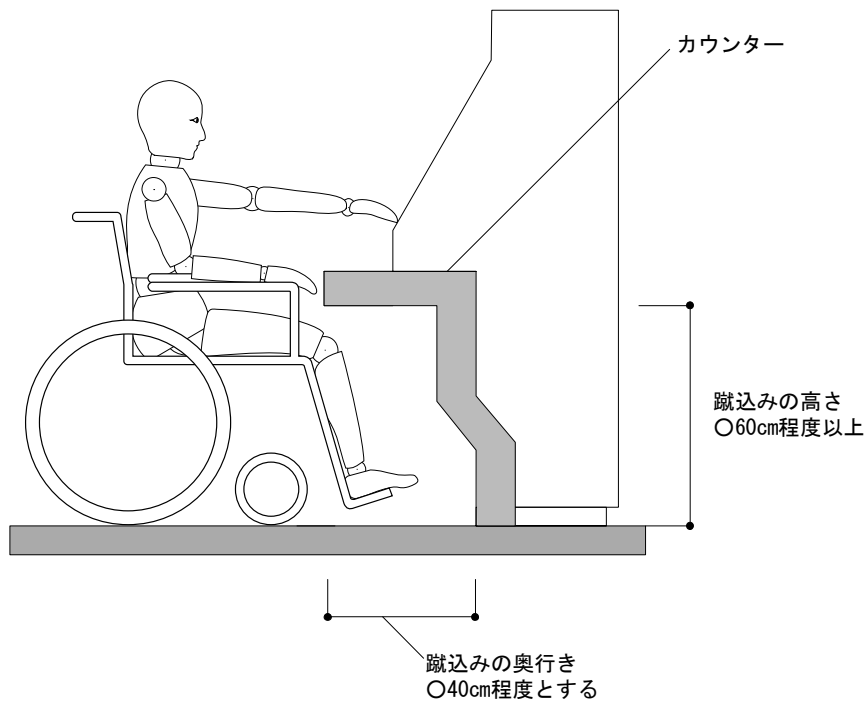
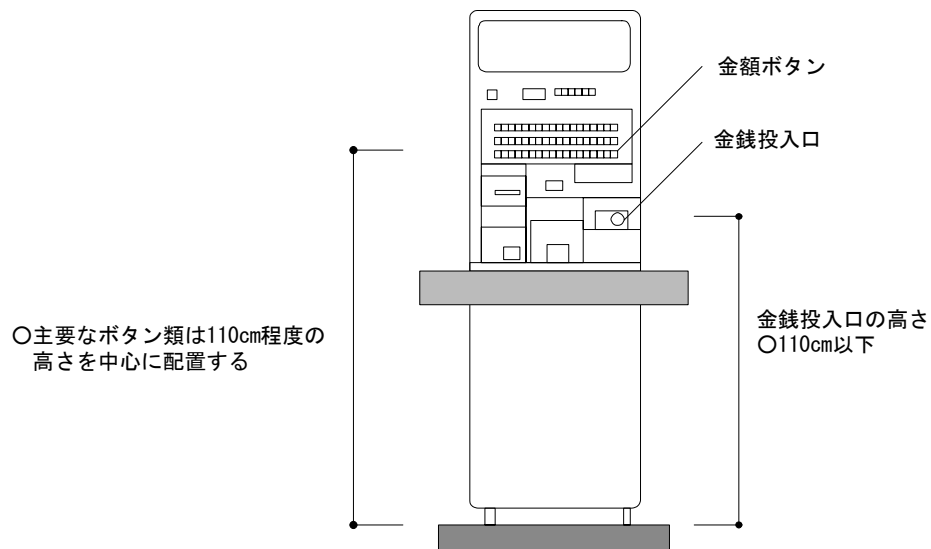
考え方	車椅子使用者等であっても利用しやすい高さに券売機を設置し、車椅子使用者が容易に券売機に接近できるように、蹴込みを設けるなどの配慮が必要である。 操作性についても、タッチパネル式は視覚障害者が利用できないため、テンキーを設けるなどの配慮が必要である。
-----	--

移動等円滑化基準		
(券売機)		
第17条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑に利用することができる構造のものでなければならない。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。		
ガイドライン		
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容		
◎1 以上の券売機は、高齢者、障害者等の円滑に利用することができる構造とする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。		参考 2-3-16
高さ	◎主要なボタン及び金銭投入口は、車椅子使用者が利用しやすい高さとする。 ○主要なボタンは、110cm 程度の高さを中心に配置する。 ○金銭投入口の高さは、110cm 以下とすること。なお、券売機の構造上やむを得ない場合はこの限りでない。	
金銭投入口	○金銭投入口は、硬貨を複数枚同時に入れることができるものとする。 ◇金銭投入口・カード投入口等は、周囲と色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）のある縁取りなどにより識別しやすいものとするのが望ましい。	参考 2-3-18
蹴込み	○車椅子使用者が容易に接近できるよう、カウンター下部に高さ 60cm 程度以上の蹴込みを設ける。 ○車椅子使用者が券売機を操作できるように、蹴込みの奥行きは 40cm 程度とする。	参考 2-3-16 参考 2-3-17
呼出装置	◇緊急時や故障時、問い合わせが必要な時に、駅係員に連絡できるよう、インターホン又は呼出ボタンを設けることが望ましい。 ◇高齢者、障害者等が使用しやすい構造とすることが望ましい。 ◇聴覚障害者等話し言葉によるコミュニケーションが困難な障害者の利用に配慮し、駅係員に連絡中である旨や駅係員が向かっている旨を表示する設備を設けることが望ましい。	
障害者割引ボタン	◇障害者割引切符がある場合には、当該割引切符を示すボタンを配置することが望ましい。	参考 2-3-19

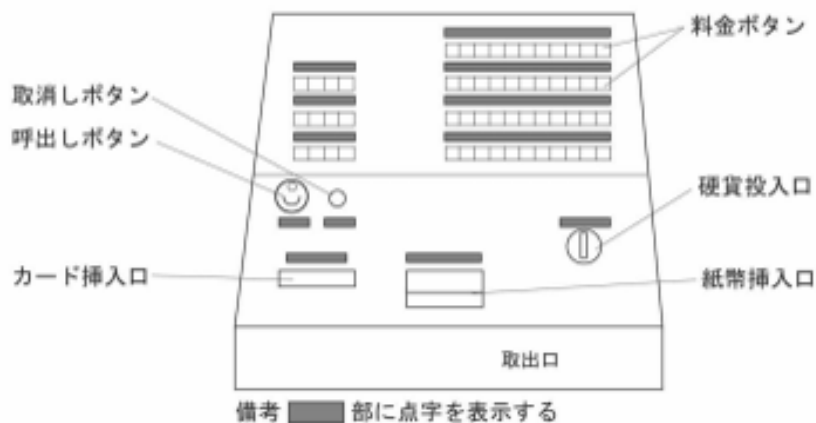
画面	◇タッチパネル式の表示画面・操作画面及びボタン表示の配色については、参考 2-2-5 を参考とした色使い、色の組み合わせとし、色覚異常の人の利用に配慮することが望ましい。 ◇タッチパネル式の表示画面・操作画面の文字はゴシック体で、できる限り大きな表示とすることが望ましい。 ◇表示画面・操作画面は、外光・照明の反射により、見にくくならないよう配慮することが望ましい。	参考 2-2-5
点字表示	「■触知案内図等及び点字表示 券売機の点字表示」(135 ページ) 参照	
ボタン	◇主要な点字ボタンの料金表示は、周辺との色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）を大きくする等してロービジョン者の利用に配慮することが望ましい。	
点字運賃表	「■触知案内図等及び点字表示 点字運賃表」(135 ページ) 参照	
テンキー	○タッチパネル式の場合は、点字表示付きのテンキーを設置する。 ○テンキーを設置した券売機には音声案内を設置する。 ◇機器メーカーと共同して統一化を図ることが望ましい。	

*：移動等円滑化基準では「色の明度、色相又は彩度の差」であるが、コントラスト（誘導用ブロック等の視認性を得るための周囲との見えやすさの対比）確保のためのより有効な指標として「輝度コントラスト」の記述を行うこととした。

参考 2-3-16：券売機の例



＜自動販売機の点字表示位置の例＞



参考 2-3-17：車椅子フットサポート部分に支障のないような蹴込みを設けた券売機の例



つくばエクスプレス券売機



仙台空港駅

参考 2-3-18：券売機の金銭投入口等を縁取りした例



参考 2-3-19：券売機の障害者割引切符を示すボタンの例

- ・障害者割引切符を示す「福祉」ボタン



提供：大阪市高速電気軌道株式会社

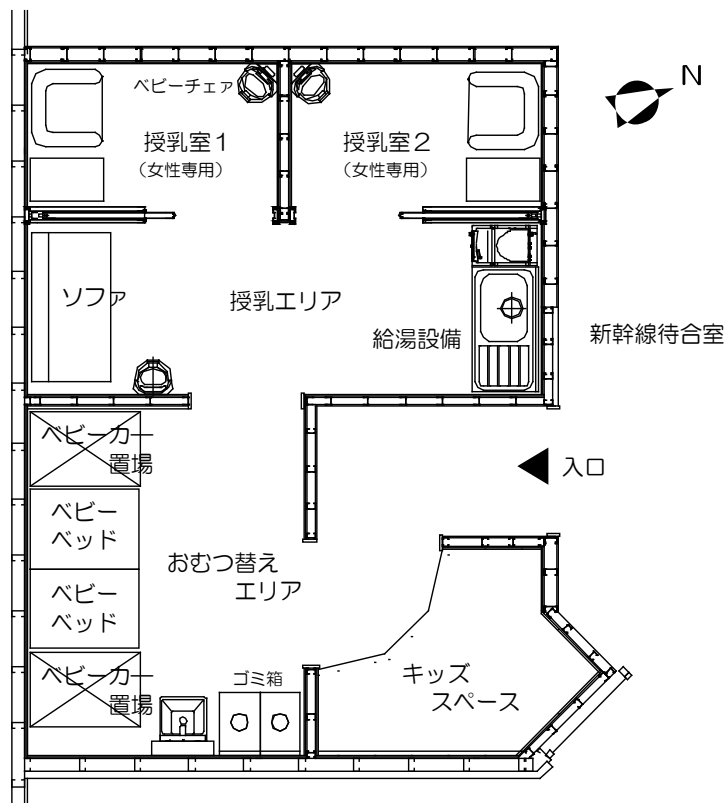
④休憩等のための設備

考え方	大規模な旅客施設においては、長距離移動に配慮し、高齢者、障害者等が休憩するための設備を設置することが必要である。また、乳幼児連れの旅客のための施設を配置することが望ましい。
-----	--

移動等円滑化基準		
(休憩設備)		
第18条 高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設けなければならない。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。		
ガイドライン		
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容		
ベンチ等	◎高齢者・障害者等の長距離移動、長時間立位が困難であること、知的障害者、精神障害者及び発達障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさや服薬の影響等による疲れやすさ等に配慮し、旅客の移動を妨げないよう配慮しつつ休憩のためのベンチ等を1以上設ける。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。 ◇ベンチの形状は、巧緻な操作が困難である障害者等に配慮し、はね上げ式や折りたたみ式を避け、固定式とし、長距離の移動が困難となる利用者に配慮して適切な間隔で配置することが望ましい。	参考 2-3-20
待合室	○戸のある待合室を設ける場合には、その戸の有効幅を80cm以上とする。 ◇待合室を設ける場合には、車椅子使用者、ベビーカー使用者等の利用に配慮し、室内の動線の妨げにならない位置に130cm以上×75cm以上のスペースを設けることが望ましい。	
水飲み台	○水飲み台を設ける場合は、旅客の移動を妨げないよう配慮する。 ○車椅子使用者が使いやすいよう、高さは70～80cmとする。壁付きの場合には、蹴込みの高さは60cm程度、奥行きは35～40cm程度とする。	
授乳室等	◇授乳室やおむつ替えのできる場所を設け、ベビーベッドや給湯設備等を配置することが望ましい。	

参考 2-3-20：授乳室等の設置例

<東日本旅客鉄道 宇都宮駅（新幹線）の例：ベビー休憩室>



■ 入口



■ 授乳室入口



施錠できる扉で個室として仕切られており、プライバシーが保たれるように配慮している。

■ 授乳室内部



■ ベビーベッド・ソファ



■ キッズスペース
(子どもが遊べるスペース)



<小田急電鉄 新宿駅西口地下の例：授乳室>



提供：東日本旅客鉄道株式会社（上）、小田急電鉄株式会社（下）

⑤その他の設備

考え方	旅客施設においては、急病の際に安静をとるための施設を配置することが望ましい。 公衆電話は、車椅子利用者にとっては金銭投入口やダイヤルの位置が高い場合には利用しにくく、また、視覚障害者や聴覚障害者、高齢者及び外国人にとっては電話機の利用が困難である。電話の設置や通信機器が利用できる環境整備については、通信事業者が行う事項であるが、電話置台、電話機種への配慮が必要となる。聴覚障害者にとっては、緊急時等において、携帯電話のメール機能・インターネット機能を利用した情報の取得や外部との連絡手段の確保が有効であることに配慮が必要である。
-----	---

ガイドライン		
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容		
救護室	◇急病人やけが人等が休むための救護室を設けることが望ましい。	
AED	○誰もが分かりやすく使いやすい位置に AED（自動体外式除細動器）を設置するとともに、使用方法をわかりやすく表示する。	
環境 明るさ	○旅客施設内の主要な施設内は、高齢者、障害者等が見やすいよう十分な明るさとする。	
電話		○電話機を設ける場合は、旅客の移動を妨げないように配慮する。
	高さ	○電話機の 1 台以上について、電話台の高さを 70cm 程度とし、電話置台の台下の高さを 60cm 程度以上とする。
	ボタン等の高さ	○ダイヤルやボタンの高さは、90～100cm 程度とする。
	蹴込み	○蹴込みの奥行きは 45cm 以上確保する。
	電話機	◇少なくとも 1 台は音声増幅装置付電話機を設けることが望ましい。この場合、見やすい位置にその旨を表示する。 ◇外国人の利用の多い旅客施設には、英語表示の可能な電話を設置することが望ましい。 ○補聴器利用者などが電話を利用しやすいよう、公衆電話の周辺では電磁波が発生しないよう配慮する。
FAX・通信環境等	◇聴覚障害者が外部と連絡をとれるよう、自由に利用できる公衆 FAX を設置することや、携帯電話等が利用できる環境とすることが望ましい。	

（コラム 17-2）電話リレーサービス ～手話フォン～

遠隔の者との意思疎通手段として、電話は国民の日常生活や社会経済活動における基幹的な通信手段であり、警察等の緊急通報を利用できる唯一のサービスとして、重要な役割を担っている。

これまで、聴覚障害者や発話障害者等は介助なしに電話を利用することが困難であったが、近年、ブロードバンドサービスやスマートフォン、タブレット端末の普及等が進み、手話通訳者等が聴覚障害者等の手話・文字を通訳し、電話をかけることにより意思疎通を仲介する「電話リレーサービス」が、公共インフラとして提供可能な環境が整ってきている。

この電話リレーサービスについては、（公財）日本財団が 2013 年よりモデル事業として関係者と連携して提供しており、一部の空港などの公共施設において電話リレーサービス専用設備である「手話フォン」が設置されている。なお、2021 年 4 月以降は法律に基づく制度化が予定されている。

＜電話リレーサービス概念図＞



＜手話フォン（羽田空港第1、第2、第3旅客ターミナル）＞



ボックス型



タブレット型